

第4次芦屋市総合計画  
前期基本計画総括報告書  
(平成26年度末時点)

平成27年3月  
芦 屋 市



## <<目次>>

はじめに.....	1
1 第4次芦屋市総合計画の概要.....	1
(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間.....	1
ア 計画の役割.....	1
イ 計画の構成・期間.....	1
(2) 将来像とまちづくりの基本方針.....	3
ア 芦屋の将来像.....	3
イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標.....	3
2 総括の概要.....	5
(1) 総括の目的.....	5
(2) 総括の視点.....	5
(3) 総括の体制.....	5
(4) 総括資料の内容.....	7
ア 総括シート（様式）.....	7
イ 総括シートの各項目の記載事項.....	7
3 総括の結果.....	10
(資料)	
総括シート	

## はじめに

芦屋市では、10年間のまちづくりの指針となる「第4次芦屋市総合計画」を定め、「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指して平成23年度から様々な取組を行っています。

この度、第4次芦屋市総合計画の前期基本計画の計画期間が平成27年度までとなっていることから、後期基本計画（平成28～32年度）の策定に生かすことを目的にこれまでの取組の総括を行いました。

## 1 第4次芦屋市総合計画の概要

### (1) 第4次総合計画の役割と構成・期間

#### ア 計画の役割

##### ○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針としています。

##### ○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としています。

##### ○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針としています。

#### イ 計画の構成・期間

##### ○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示しています。

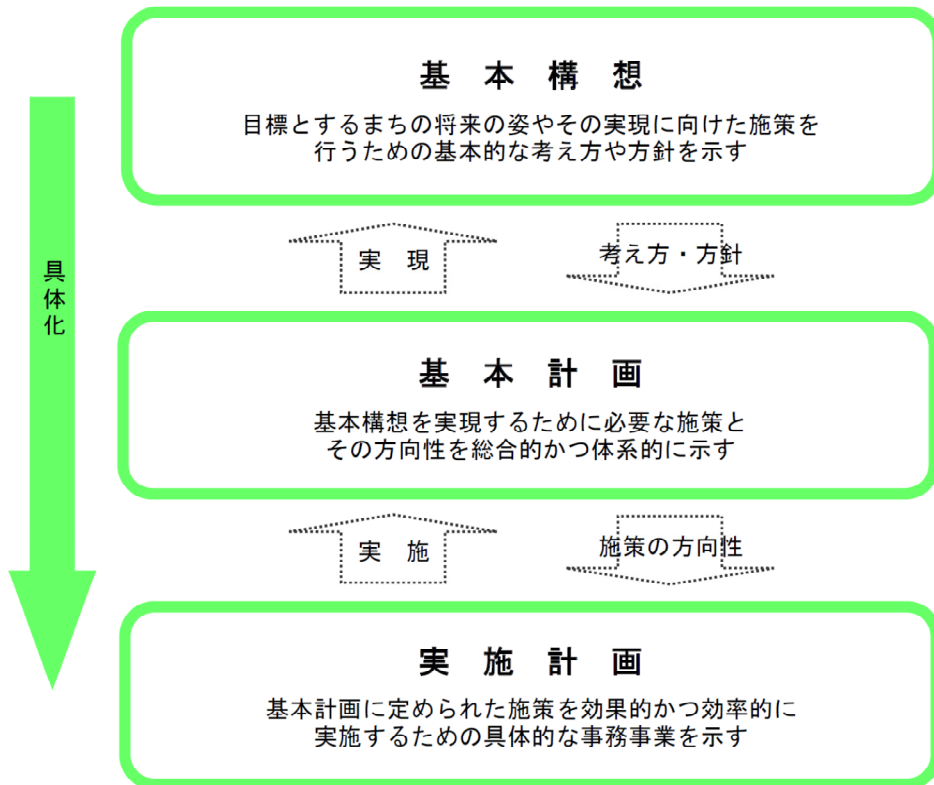
##### ○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎としています。

##### ○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定しています。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	
基本構想 (10年間)										
前期基本計画 (5年間)										
					後期基本計画 (5年間)					
実施計画 (3年間)										
実施計画 (3年間)										
		実施計画 (3年間)								
			実施計画 (3年間)							

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

ア 芦屋の将来像

自然とみどりの中で<sup>きずな</sup>絆を育み、  
 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」，「目標とする10年後の芦屋の姿」，「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
			7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
			7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
			8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
			9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切にすなわち暮らし方を まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
			11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
			12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
			12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる
13-2 住宅都市としての機能が充実している			
13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している			
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		15-1 様々な資源を有効に活用している
			15-2 歳入・歳出の構造を改善している

## 2 総括の概要

### (1) 総括の目的

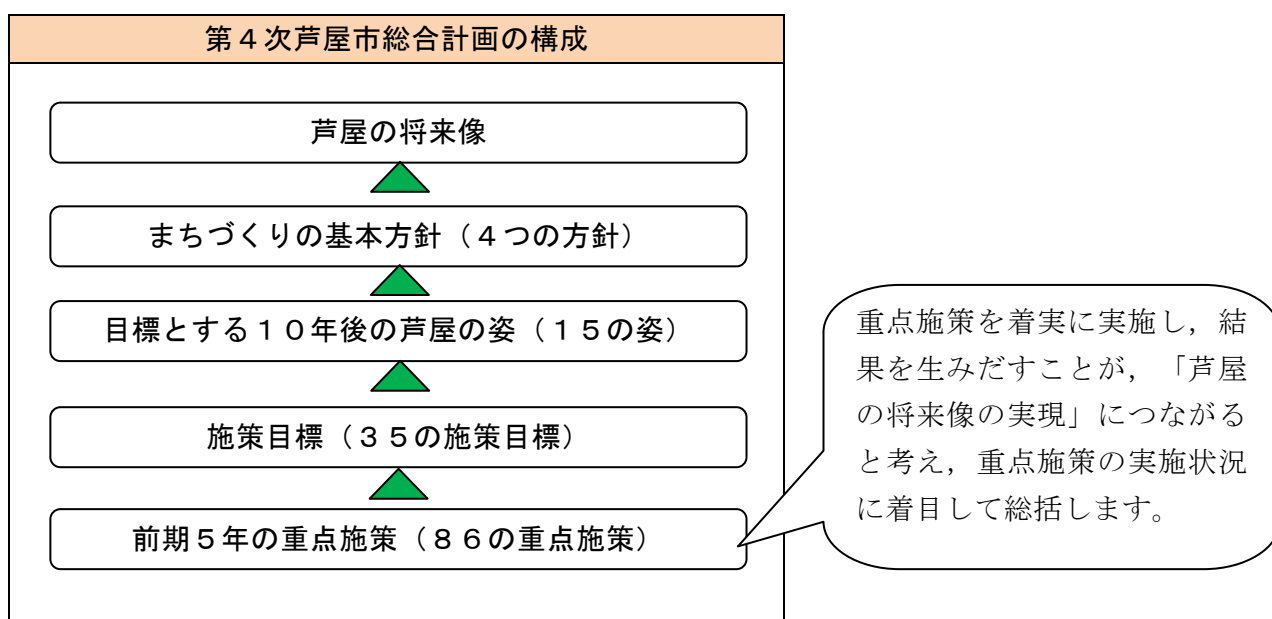
第4次芦屋市総合計画前期基本計画の計画期間は平成23～27年度となっています。平成27年度中に後期基本計画を策定することから、前期基本計画の計画期間における取組を総括し、後期基本計画（平成28～32年度）の策定に生かします。

### (2) 総括の視点

前期基本計画では、35の「施策目標」について、「前期5年の重点施策」を設定しています。

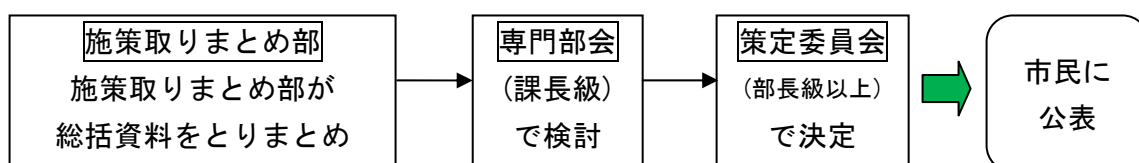
「前期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「前期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行うこととします。

総括にあたっては、施策目標ごとに実施状況の評価を行うことから、行政評価における「施策評価」として行っています。



### (3) 総括の体制

施策目標ごとに総括を行う部（施策取りまとめ部、関係部）・課（施策取りまとめ課、対象課）を設定し、とりまとめを行う部（施策取りまとめ部）が作成した総括資料を、専門部会、策定委員会において検討し、決定しました。





「施策取りまとめ部」及び「施策取りまとめ課」（一覧）

施策目標	施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	企画部	広報国際交流課
1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	企画部	市民参画課
1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	企画部	市民参画課
2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	社会教育部	生涯学習課
2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	企画部	広報国際交流課
3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	市民生活部	人権推進課
3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	市民生活部	男女共同参画推進課
4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	学校教育部	学校教育課
4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	社会教育部	青少年育成課
4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	社会教育部	生涯学習課
5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	こども・健康部	子育て推進課
5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	こども・健康部	子育て推進課
6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	こども・健康部	健康課
6-2 市民が適切な診療を受けられる	芦屋病院事務局	総務課
7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	福祉部	地域福祉課
7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	福祉部	高齢介護課
7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	福祉部	障害福祉課
8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	市民生活部	経済課
8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	都市建設部	防災安全課
9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	都市建設部	防災安全課
9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	都市建設部	建築指導課
10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	都市建設部	公園緑地課
10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	都市建設部	都市計画課
11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	市民生活部	環境課
11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	市民生活部	環境課
12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	都市建設部	建設総務課
12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	都市建設部	道路課
12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	都市建設部	道路課
13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	都市建設部	住宅課
13-2 住宅都市としての機能が充実している	都市建設部	建築課
13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	市民生活部	経済課
14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	企画部	市民参画課
14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	総務部	人事課
15-1 様々な資源を有効に活用している	総務部	用地管財課
15-2 歳入・歳出の構造を改善している	総務部	財政課

## (4) 総括資料の内容

施策目標ごとに、下記の総括シートを作成しました。

### ア 総括シート（様式）

■施策目標前期総括シート		■実施期前との前		■実施期前との前			
目標	1	企画部	広報国際交流課	対策課	対策課		
施策目標	1-1	企画部	広報国際交流課	広報国際交流課	お困りです課		
【A-前期基本計画の総括】		福祉部		障害福祉課			
<b>A-①前提条件の変化</b> 前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化 ・障害者基本法の改正・障害者権利条約批准 ・SNS(ソーシャルワークシステム)の普及 ・局所的又は突発的な自然災害や想定以上の被害の発生が多発するようになり、より緊急的な情報発信が必要になっている。		<b>A-②関連計画の策定状況</b> ・声援市障者(児)福祉計画第5次中期計画(H21～H26) ・声援市第3期障害福祉計画(H24～H26)		<b>A-③市民アンケート調査(H23)実施</b> 調査結果 肯定的意見 55.9% 否定的意見 19.9% わからない 20.8% 無回答 3.4%			
<b>A-④重点施策の取組状況</b>							
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)			
重点施策の名称	前期5年の重点施策 小項目	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)		傾向
					H22	H25	
1-1-1	様々な伝達手段を活用した。平易な表現での情報発信を行います。	①分かりやすい表現で情報を発信します。 ②点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実させます。 ③定住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。 ④社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。	①広報紙は限られた紙面の中で可能な限りイラストや図を取り入れるなど読みやすい紙面づくりに努めている。ホームページについては定期的に庁内各課の作成者を対象としたCMS研修を行っている。広報番組はその時々により、市民に興味を持ってもらえるような番組を制作し、親しみやすい行政情報の発信に努めている。 ②広報あしや等の点訳、音訳を行い、登録利用者へ配布している。 ③第3期障害福祉計画の概要版及び福祉マップについて音声コードを導入した。(H23H24) ④英語版広報紙「アジヤニュースレター」の発行をはじめ、外国人向けの刊行物を発行した。 ⑤平成25年度からサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による情報発信を開始した。	△ (一部実施)	①まちナビ掲載件数(件) —	525	○ (向上)
1-1-2	市民の情報を行政の情報をテーマごとに整理し、発信します。	①市民が必要とするテーマごとに情報を整理して発信します。 ②市民生活に必要な情報が円滑に受け取れるよう広報活動を充実させます。	①「よくあるおたずね」は組織的な連携を行い、カテゴリ別にホームページのFAQに反映させた。 ②各所管課と連携し、広報あしや臨時号として、子育て支援特集、減免特集、高齢者福祉特集などを年度別発行している。 ③広報あしや、ニュースレターともに、市内で入手できる施設等の拡充に努めている。 ④窓口、電話、メール等で市民からの苦情、要望・意見、相談、問い合わせを受け、問題解決に向けた情報提供を行った。 ⑤防災行政無線を整備し、気象情報や土砂災害情報、避難情報など市民の皆さんに重大な影響のある緊急情報の一斉周知を図っている。 ⑥「広報あしや1日号「市民のひろば」」に市民の活動グループの催しなどのお知らせを掲載している。	○ (全て実施)	②広報あしや(臨時号を含む)設置施設等の数(施設) 57	61	○ (向上)
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価		○ (全て良好)
<b>A-⑤施策目標の総括</b>							
総括結果		総括コメント					
☆☆☆	展開状況一部実施(△)／(結果)全て良好(○) 市政情報の伝達手段の活用では、従来の広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、ICT機器、スマートフォンやタブレット端末普及などにより、ホームページについては発信者である職員の研修等を実施し、ホームページで提供している情報に高齢者や障がいのある人はもちろんのこと、誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。 また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。 しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、より戦略性の高い広報活動を行う必要があります。 そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。	総括結果 ☆☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である ☆☆☆ 実施していない小項目があるが、結果は良好である ☆☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる ☆ 実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる					

### イ 総括シートの各項目の記載事項

#### A-① 前提条件の変化

- ・前期基本計画の策定以降（平成23年度以降）に、施策目標に関わる社会経済環境の変化がある場合、総括にあたって考慮すべき情報として、影響の内容がわかるように記載しています。

(例) 国・県等における法令・計画の制定、制度の変更  
社会的な問題の発生  
民間サービスや新たな技術の普及

#### A-② 関連計画の策定状況

- ・施策目標に関連する「課題別計画」の名称と計画期間を記載しています。策定中や策定予定の計画も含めています。

### A—③ 市民アンケート調査 (H27.3実施)

- ・各施策目標の現状についての調査結果（肯定的意見，否定的意見，わからない，無回答の割合）を記載しています。※肯定的意見（「そうになっていると思う」と「まあ，そうになっていると思う」の合計割合），否定的意見（「そうになっているとは思わない」の割合）

### A—④ 重点施策の取組状況

- ・「前期基本計画の内容（Plan）」は，前期基本計画の内容を記載しています。小項目に①②③の番号を付与しています。
- ・「取組の実施状況（Do）」として，小項目（①②③）に該当する，平成23年度～平成26年度の取組の実施状況と実施時期を記載しています。また，「展開状況」を次の2段階で評価しています。

#### [展開状況の評価方法]

全ての「小項目」を実施している(着手含む) ⇒ 全て実施 (○)  
実施していない「小項目」がある ⇒ 一部実施 (△)

#### [施策目標全体としての展開状況の評価方法]

全ての「重点施策」の展開状況が「全て実施 (○)」 ⇒ 全て実施 (○)  
「重点施策」の展開状況に「一部実施 (△)」を含む ⇒ 一部実施 (△)

- ・「取組結果（Check）」として，重点施策に関わる指標を複数設定し，第4次総合計画の開始前にあたる平成22年度と，平成25年度のデータを掲載しています。また，指標推移の「傾向」を次の3段階で評価しています。

#### [傾向の評価方法]

##### 【数値の増加が望ましい指標の場合】

H22（総計開始前）よりH25で数値が増加 ⇒ ○（向上）  
H22（総計開始前）とH25の数値が同じ ⇒ △（横ばい）  
H22（総計開始前）よりH25で数値が減少 ⇒ ×（悪化）

##### 【数値の減少が望ましい指標の場合】

H22（総計開始前）よりH25で数値が減少 ⇒ ○（向上）  
H22（総計開始前）とH25の数値が同じ ⇒ △（横ばい）  
H22（総計開始前）よりH25で数値が増加 ⇒ ×（悪化）

#### [施策目標全体としての傾向の評価方法]

全ての「重点施策」の展開状況が「向上 (○)」または「横ばい (△)」  
⇒ 全て良好 (○)  
「重点施策」の展開状況に「悪化 (×)」を含む ⇒ 悪化あり (△)

#### A—⑤ 施策目標の総括

- ・「展開状況」と「結果の傾向」の2つの視点での評価をもとに、4段階（☆☆☆☆～☆）で評価し、総括コメントとして前期計画期間の主な取組や成果、後期に向けての課題を記載しています。

#### [4段階での評価]

総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

### 3 総括の結果

前期基本計画における35の施策目標の総括結果は次のとおりです。

内訳をみると、☆☆☆☆が17施策、☆☆☆ 5 施策、☆☆が 8 施策、☆が 5 施策となっています。

#### 評価結果の一覧

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	総括結果	☆4	☆3	☆2	☆1	総括シートのページ
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	☆☆☆		○			p 13
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	☆☆☆☆	○			p 15	
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	☆☆☆☆	○			p 17	
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	☆☆			○		p 19
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	☆☆☆☆	○			p 22	
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	☆☆☆☆	○			p 23	
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	☆☆			○	p 25	
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	☆☆☆		○		p 27	
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	☆☆☆☆	○			p 29	
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	☆☆☆☆	○			p 31	
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	☆☆☆☆	○			p 33	
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	☆☆			○	p 35	
	2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	☆☆☆☆	○			p 37
			6-2 市民が適切な診療を受けられる	☆☆☆		○		p 39
		7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	☆			○	p 41
7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている			☆			○	p 43	
7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる			☆☆☆☆	○			p 45	
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	☆☆☆☆	○			p 47	
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	☆☆☆☆	○			p 49	
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	☆			○	p 51	
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	☆☆			○	p 53	
3 人々のまちを大切にすることを心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	☆			○	p 55	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	☆☆☆		○		p 57	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			p 59	
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			p 61	
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	☆☆			○	p 63	
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	☆☆☆☆	○			p 64	
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	☆☆			○	p 65	
	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			p 67	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	☆☆☆		○		p 69	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	☆☆			○	p 70	
	4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	☆			○	p 71
14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている			☆☆			○	p 73	
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		15-1 様々な資源を有効に活用している	☆☆☆☆	○			p 75	
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している	☆☆☆☆	○			p 77	



## 総括シート

■施策目標前期総括シート

目標	1 一人一人のつながりが地域を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者基本法の改正・障害者権利条約批准</li> <li>SNS(ソーシャルネットワークシステムの普及)</li> <li>局所的又は突発的な自然災害や想定以上の被害の発生が多発するようになり、より緊急的な情報発信が必要になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画(H21～H26)</li> <li>芦屋市第3期障害福祉計画(H24～H26)</li> </ul>	肯定的意見 55.9% 否定的意見 19.9% わからない 20.8% 無回答 3.4%	施策取りまとめ課 広報国際交流課 企画部 関係部 企画部 福祉部	対象課 広報国際交流課、お困りです課 障害福祉課

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況 (Do)	取組結果 (Check)			
前期5年の重点施策 小項目 1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報発信を行います。 ①分かりやすい表現で情報を発信します。 ②点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。 ③在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。 ④社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。	市民主体による取組 ◇行政が発信する情報の積極的な受信 ◇積極的な情報発信	展開状況 △ (一部実施) ①広報紙は限られた紙面の中で可能な限りイラストや図を取り入れられるなど読みやすい紙面づくりに努めている。ホームページについては定期的には各課の作成者対象としたCMS研修を行っている。広報番組はその時々によらず、市民に興味を持ってもらえるような番組を制作し、親しみやすい行政情報の発信に努めている。 ②広報あしや等の点訳、音訳を行い、登録利用者へ配布している。 ③第3期障害福祉計画の概要版及び福祉マップについて音声コードを導入した。(H23.H24) ④英語版広報紙「アシヤニュースレター」の発行をはじめ、外国人向けの刊行物を発行した。 ④平成25年度からサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による情報発信を開始した。	指標(単位) ①まちナビ掲載件数(件) ②相違障がい者における点字・声の広報登録者割合(%) ②広報あしや(随時号を含む)設置施設等の数(施設)	データ H22 H25 525 17.9% 16.5% 57 61	傾向 ○ (向上) △ (横ばい) ○ (向上)
1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。	市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。	△ (一部実施) ○ (全て実施)	②広報あしや(随時号を含む)設置施設等の数(施設)	57 61	○ (向上)
まとめ	取組の評価	結果の評価			
	△ (一部実施)	○ (全て良好)			



A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	<p>[展開状況]一部実施(△)／[結果]全て良好(O)</p> <p>市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、ICT機器、スマートフォンやタブレット端末普及などにより、ホームページについては発信者である職員の研修等を実施し、ホームページで提供している情報に高齢者や障がいのある人はもちろんのこと誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組みむとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。</p> <p>また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行いました。</p> <p>しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、より戦略性の高い広報活動を行っていく必要があります。</p> <p>そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。</p>	<p>☆☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>☆☆☆ 実施していない小項目があるが、結果は良好である</p> <p>☆☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>☆☆☆ 実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>全て実施(O)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(O)</p> <p>一部実施(△)</p>	<p>全て良好(O)</p> <p>全て良好(O)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>

■ 施策目標前期総括シート

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
企画部	市民参画課
関係部	取り組みの課
企画部	政策推進課、市民参画課
市民生活部	経済課
福祉部	地域福祉課
都市建設部	公園緑地課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災ほか、大規模自然災害の発生</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市市民参画協働推進計画(H19～H26)</li> <li>第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)</li> </ul>		肯定的意見	否定的意見
				38.8%	27.9%
				30.9%	2.5%
				わからない	無回答

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況		データ		
重点施策の名称	前期5年の重点施策	市民主体による取組	取組の実施状況	指標(単位)	H22	H25
1-2-1	幅広い世代が市民活動に参加できる環境をつくりたい。	市民活動への積極的な参加	①地区集会所は、平成23年度三条集会所新築、平成24年度竹園集会所建替、平成25年度奥地集会所大規模改修を行い、気楽に歩いて通える市民活動の拠点として施設を整備し、環境を整えた。 ②芦屋さくらまつり、芦屋サマーカーニバル、あしや秋まつりの開催支援 ③あしや市民活動センターは、月曜日から土曜日に開館(日曜日、祝日、年末年始休館)、オープンスペースを設けて、H25年度に公光町に移転した。1室を増やし、総会等を開くことができる広さの会議室を作る等、環境を整備した。 ④あしや市民活動フェスタや交流会への参加を促進し、開催により団体等の交流会が容易にできるような環境づくりをした。 ⑤緑化推進については、オープンガーデン参加者を対象に講習会や交流会を実施している。	①地区集会所利用率(%)	43	47
1-2-2	市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。	市民活動団体間での様々な活動手法の共有	①11月17日のメモリアルウォークの時に募金活動を実施。要綱を改正し、東日本大震災に関する活動に対して、助成額を倍に改正した(H23.3～)。助成限度額を増額するために改正した(H25.4～)。東日本大震災に対する助成制度を廃止する。(H25.4)	②あしや市民活動センター利用者数(人)	5,794	14,444
1-2-3	市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。	市民活動団体間の様々な活動手法の共有	①あしや市民活動センターでは、平成23年度1,250人(福祉センターとの合同開催を含む)、平成24年度380人、平成25年度568人であった。市民活動に関する相談は、市民活動団体の育成や活動支援等を目的として行い、平成23年度102人、平成24年度176人、平成25年度209人からの相談があった。	①1.17あしやフェニックス活用状況(件数、円)	1件 50,000円	2件 286,000円
			②あしや市民活動センターと社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。	①あしや市民活動センターで市民活動の相談をした人数(人)	210	209
				①市民活動団体相互のネットワークとネットワーキング支援事業参加者数(人)	479	536
まとめ		取組の評価		結果の評価		結果の評価
		○(全て実施)		○(全て実施)		○(全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括結果の意	展開状況	結果
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

総括コメント
<p>[展開状況]全て実施(○)／[結果]全て良好(○)</p> <p>幅広い世代が市民活動に参加できる環境づくりでは、地区集会所の新築、改修を行ったほか、あしや市民活動センターを移転し、市民活動の拠点として整備を行うとともに、それらの施設を指定管理者制度により市民中心の管理運営としました。</p> <p>市民活動に参加する市民や団体の自立支援では、活動に対する助成や、あしや市民活動センターにおける相談、人材育成を目的とする講座等を開催しました。</p> <p>市民同士や市民と行政の連携の促進では、あしや市民活動センターにおいて、中間支援団体が集まるネットワーク会議を開催し、行政も含めたネットワークが互いにつながるように、情報共有の場を設定しました。</p> <p>しかし、地区集会所の中には、利用率の低い集会所もあることや、あしや市民活動センターの利用実績が移転時に比べて、会議室の稼働率は増加しているものの、利用人数が減少しているため、今後、市民が身近で気軽に活動に参加できる場所として周知していくことや、利用しやすい環境整備を行っていく必要があります。</p> <p>また、市民活動団体間の連携については、市内で活動する様々なボランティア団体が互いの活動内容を知り、つながって、支援が必要ない方に行きやすいことを提供していくことが互助の地域づくりの推進にもつながることから、あしや市民活動センターだけでなく、社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいて登録している個人やグループの活動内容など、市内全体のボランティア活動を把握し、支援が必要な市民のニーズとマッチングさせていく仕組みの構築が必要となっており、特に、中間支援団体間の連携とコーディネート機能の強化が求められます。さらに、意欲・特技・経験を有している市民も多数おられることから、地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組を支援していくことも必要です。</p> <p>さらに、平成26年1月に行った参画と協働についての意識・行動調査では、市民と協働して業務を経験したことのある市職員の8割が、協働したことでの成果があったと回答しています。今後も職員との協働に対する意識の向上を図り、職員が自発的に市民活動や地域の活動にも取り組む意欲を高め、実際に協働できる職員を育成していくことも必要です。</p>

■ 施策目標前期総括シート

目標	一人一人のつながりが地域力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域力が高まっている

【A: 前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の安心生活創造成果(H21～H25)が終了し、H26年度より補助メニューが変更となった。</li> <li>まち・ひと・しごと創生法(H26法律第136号)が施行された。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市市民参画協働推進計画(H19～H26)</li> <li>第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)</li> </ul>		肯定的意見	否定的意見
				38.3%	30.2%
				28.4%	3.2%
				無回答	

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
重点施策の名称	前期5年の重点施策	取組の実施状況	指標(単位)	H22	H25	
1-3-1 地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小学校区単位等の地域での活動メニューと新たな活動参加希望者を結びつけるための団体ネットワークを構築します。</li> <li>②地域の課題解決や助け合いの手法を共有し継承する活動を、支援します。</li> </ul>	<p>市民主体による取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域活動への積極的な参加と連携</li> <li>◇地域の課題は地域で解決する意識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②地域ひろば(市民ひろばを開催する場合を含む)出席者数(人)</li> <li>②まごのて(打出商店街)来所者数(人)</li> </ul>	0	105	△ (横ばい)
1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民参画・協働推進の指針、市民参画及び協働の推進に関する条例、市民参画協働推進計画を見直します。</li> <li>②市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。</li> </ul>	<p>取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成24年度から検討を行った地域の課題解決に向けた自治会、NPO、ボランティア団体との協議会を平成25年度から設置し、平成26年度までに地域ひろばを12回と市民ひろばを1回、開催し、平時の見守りと災害時要援護者支援等について、地域の課題を市民が主体的に解決に取り組み活動を支援した。</li> <li>②平成24年度から、地域のボランティアコーディネーター養成講座を10回開催し、地域のリーダー的な人材の発掘及び育成に取り組んだ。(H24～)</li> <li>③国の補助金を活用し地域見守り拠点(打出商店街まごのて)を整備(H21～)した。</li> <li>④協力事業者により高齢者等を見守る「芦屋市地域見守りネットワーク」の開始(H25～)</li> <li>①市民参画・協働推進の指針及び市民参画及び協働の推進に関する条例については、審議会等で見直しの結果、訂正等を加えずに、現行のまま推進することとした。</li> <li>①平成25年度に参画と協働についての意識・行動調査を行い、第2次市民参画協働推進計画(案)についてパブリックコメントを行った。</li> <li>②市民委員を含む審議会等の活用、ワークショップの開催、パブリックコメントの活用、意見交換会等の市民参画の手続きを実施した。</li> <li>③市内の防犯関係団体の情報交換の場として芦屋市生活安全推進連絡会を年2回程度開催し、情報交換、専門家による講演等を実施し、地域安全への取り組みを強化している。</li> <li>②船戸町、三条南町、西芦屋町において地区計画を策定(H23)</li> <li>②浜風町の一部において地区計画を策定(H24)</li> <li>②まちづくり条例を改正し、まちづくり協定制度を策定(H24)</li> <li>②地域のまちづくり組織の代表によって構成されるまちづくり連絡協議会を立ち上げ(H24.3)、年2回程度の会議を開催し、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有</li> <li>②大原町、奥池南町においてまちづくり協定を策定(H26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民参画の手続きの実施(%)</li> </ul>	100	100	△ (横ばい)
まとめ		取組の評価	結果の評価	○ (全て実施)	○ (全て良好)	

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント																				
☆☆☆☆	<p>〔展開状況〕全て実施(O)／〔結果〕全て良好(O)。</p> <p>市民主体の地域課題解決への支援では、「地域ひろば」と「市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りや災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコアネットワークや、地域見守り拠点(打出商店街まごのて)の整備に取り組みほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネットワーク」や「地域見守り拠点(打出商店街まごのて)の整備に取り組みました。</p> <p>市民、地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは、市民参画・協働を引き続き推進するため、平成26年度に「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。</p> <p>また、自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしたいため、まちづくり協定制度を導入するとともに、まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。</p> <p>しかし、地域の課題解決に取り組む役割が大きい自治会役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題もあります。</p> <p>自治会加入率は、緩やかに減少傾向となっており、加入率をこれ以上上げないよう、新たな加入の促進や、人材の育成が大きな課題となっています。</p> <p>また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組が複数存在するためわかりにくい状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。</p> <p>さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコアディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の文の意味</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆☆☆☆</td> <td>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(O)</td> <td>全て良好(O)</td> </tr> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>実施していない小項目があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>全て良好(O)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(O)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </tbody> </table>	総括結果	総括結果の文の意味	展開状況	結果	☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(O)	全て良好(O)	☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(O)	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(O)	悪化あり(△)	☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の文の意味	展開状況	結果																			
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(O)	全て良好(O)																			
☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(O)																			
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(O)	悪化あり(△)																			
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																			

■施策目標前期総括シート

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている
施策目標	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

A-②関連計画の策定状況

課題別計画の策定状況

- ・第2次生涯学習推進基本構想(H21)
- ・芦屋市文化振興基本計画(H24～H28)
- ・芦屋市スポーツ振興基本計画(H15～H24)
- ・芦屋市スポーツ推進実施計画(H26～H35)

実施取りまとめ部	生涯学習課
社会教育部	生涯学習課
関係部	対象課
企画部	市長室、政策推進課、市民参画課
学校教育部	学校教育課
社会教育部	生涯学習課、スポーツ推進課、市民センター、公民館、図書館

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

調査結果	
肯定的意見	21.0%
否定的意見	22.2%
わからない	2.6%
無回答	2.6%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期5年の重点施策 小項目	前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向
					指標(単位)	データ	
2-1-1 幅広い知識と教養を育む機会の充実を図ります。	①各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。 ②社会教育関係団体の活動の成果を地域貢献に活かすなど、社会教育行政の推進に努めます。 ③景観や文化財への理解促進、読書活動の支援、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。	市民主体による取組 ◇文化活動の積極的な情報発信	①市の施策や制度等を市職員が向いて説明する、生涯学習出前講座のメニューの見直しやPRの実施。 ①講座や講演会、展示等の内容及びメニューの充実を図るため、事業ごとに利用者アンケートを実施。 ①美術博物館では子どもファミリーを意識した事業を充実。 ①谷崎潤一郎記念館では、文化的な様々な講座の開催を行った。 ①ルナ・ホールでのイベント事業、講演・講座、学級・教室等の開催、芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院、公民館音楽会の実施(毎年。平成24年度から従来市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更) ①常設展示事業・公民館ギャラリー、阪神南青い鳥・くすの木学級の実施(毎年。平成25年度から従来市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更) ①図書の見出しを行った。 ①児童図書の買替・収集を行った(H23～) ①おはなしの会、読書講演会等の事業を行った。 ②社会教育関係団体に対し研修会を実施したり、登録書類の見直しを行い、地域貢献していただけるよう啓発に努めた。 ②PTAやコミュニティ・スクール連絡協議会、人権教育推進協議会等の団体と共催で研修会や講演会を実施したり、各団体の役員会等にオブザーバーとして同席し、団体の自主的かつ適切な管理運営のために、事務高支援を行った。 ②市民に活動の場を提供する市民ステージ、市民絵画展など市民会館文化事業の実施(毎年。市直営) ③市民センターや市庁舎等での埋蔵文化財展示の実施。 ③発掘調査現地説明会の開催。 ③「会下山遺跡」や「芦屋川の歴史」などの文化財関連啓発冊子等を刊行。 ③PTAを中心とする読み聞かせボランティア等による学校での活動を実施。 ③小学3年生を対象とする図書館見学事業の実施 ③「子どもに読ませたい図書リスト400選」及びその活用のための手引書を作成・配布 ③「世界一周スタンブラー」。「読書記録」。「読書ノート・おはなしノート」を作成・配布	○ (全て実施)	①ルナ・ホール事業参加者数(人)	25 53 8,017 5,911	○ (向上) X (悪化)

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。	①文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。 ②親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。	③「読書月間」を設定し、チラシ配布や市内に横断幕を設置する等の市民への啓発を実施 ③「読書推進モデル校」を中学校1校、小学校3校指定 ③芦屋市民文化賞として、毎年滞在候補者の発掘に努めることにより、文化の向上に寄与した方々を顕彰することにより、市民文化の発展に繋がる。 ②芦屋市民の芸術文化活動助成及び顕彰又は表彰することにより、芸術文化活動の一層の振興を図るよう取り組んだ。 ②学術、文化、スポーツ及び福祉に関する事業を行う団体に対し、芦屋市の後援名義の使用を承認することによりその事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興並びに福祉の増進を図るよう取り組んだ。	③市内小中学生(7～15歳)の図書館登録者数(人) 3,650 3,669 △ (横ばい)
2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。	①文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。 ②親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。	①平成22年度には市民アンケート調査、平成23年度は文化振興審議会での協議とパブリックコメントを経て、平成24年5月に芦屋市文化振興基本計画を策定した。 ①平成24～25年度は、各課の取組状況について文化振興審議会にて審議を行いながら進捗管理を行った。 ①芦屋市民の芸術文化活動助成及び顕彰又は表彰することにより、芸術文化活動の一層の振興を図るよう取り組むことにより、環境を整えた。 ①学術、文化、スポーツ及び福祉に関する事業を行う団体に対し、芦屋市の後援名義の使用を承認することによりその事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興並びに福祉の増進を図るよう取り組むことにより、環境を整えた。 ②富田砕花旧居の耐震診断及び耐震改修計画策定。 ②市と指定管理者間で、事業や施設管理面での意見・情報交換を行うための管理運営調整協議を開催。 ②より良い運営を行なうため、芦屋市立公民館運営審議会や美術博物館協議会、図書館協議会を設置、開催。 ②美術博物館では市と協議の基に、市民無料の日を設けたり、閉館時間を延長した事業を実施するなど、指定管理者による柔軟な運営を実施。 ②阪神・淡路大震災20周年事業として、ルナ・ホールで芦屋ゆかりのタイガー大越コンサート、松永貴志コンサートを実施した。	②美術博物館における入館者数(人) 33,040 ②谷崎潤一郎記念館における入館者数(人) 11,196 ○ (向上) ○ (向上)
2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。	①既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。 ②埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。 ③各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。	①文化財を次世代に継承するため、既存の文化財の内、その価値が特に重要な物について、順次、市指定文化財の指定を行い、周知、啓発に努めた。 ①埋蔵文化財発掘調査報告書や啓発冊子等の刊行。 ②開発等により損壊を受け埋蔵文化財を記録保存するため、埋蔵文化財発掘調査の実施や出土遺物の整理を実施。 ③芦屋の地域や伝統、歴史等を学習するための社会科副読本「わたしたちのまち芦屋」を一部改訂し、発行。 ③各小学校で、社会科副読本を用いて、芦屋の昔からの行事や祭り、市の移り変わり等について学習。	①市指定文化財の指定及び登録文化財の登録件数(総数)(件) 12 15 ○ (向上)

2-1-4 スポーツ・フ アワーの理 念に基づき、 誰もが、誰 もが気軽に 参加できる よう普及、 振興に努 めます。	①子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。 ②スポーツ指導者の発掘、育成、派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校、家庭、地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。	◇スポーツ活動の積極的な情報発信 ①子ども体力向上事業として、ファミリースポーツのつどいを春と秋に開催 ①スポーツ啓発事業として、ニュースポーツ、新体カテスト測定会や健康・体力づくり相談を実施 ②障がい者スポーツ事業として、障がいのある人とのスポーツ交流ひろばで風船ハレーボールやポッチャ、ドッチビー、フライングディスク、サウンドテーブルテニス等を実施 ①指定管理者の自主事業として、テニスコート無料開放デー、水泳ショートレースなど無料体験やトレーニンググループエクササイズ無料体験などを実施 ②スポーツ推進委員を25名から27名に増員し、スポーツ推進委員事業として、新体カテストや市民スポーツフェスタを開催 ②体力強調月間事業として、毎年10月にスポーツ関係団体と協賛し、スポーツ体験と体力づくり行事を実施 ②スポーツ指導者の発掘・育成のため、スポーツリーダー認定講習会を開催した。	①スポーツ啓発事業参加者数(人) 136 274 ○(向上)	①障害者スポーツ事業参加者数(人) 82 297 ○(向上)	②体力強調月間事業参加者数(人) 1,804 2,103 ○(向上)
まとめ		取組の評価	結果の評価		
○(全て実施)		○(全て実施)	△(悪化あり)		

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の人の意味	展開状況	結果
☆☆	「展開状況」全て実施(○)／「結果」悪化あり(△) 幅広い知識と教養を育む機会を、公民館では、公民館をはじめとする文化施設などでの各種講座等の実施、社会教育関係団体等への活動支援、活動機会の提供に取り組みました。日頃から芸術文化に親しめる環境づくりでは、各文化施設において指定管理者等と協議しながら、美術博物館では、造形教育展や市展、学習雑誌にみることも歴史展など事業の充実に取り組みました。また、図書館においては、児童図書の実践を行い、学校教育における読書活動推進との連携を図りました。 地域の伝統や歴史の継承では、芦屋川の文化的景観をはじめ、新たに文化財を指定するとともに、文化財の整理、啓発に取り組みほか、各文化施設において、指定管理者等とも協議しながら事業の充実に取り組みました。 スポーツの普及、振興では、「芦屋市スポーツ振興基本計画」及び「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、ライフステージに応じたプログラムなどの各種スポーツ事業を実施しました。 概ね各事業においては、多くの市民の参加を得ています。多くの市民の参加を得ているとは言い難い現状です。 特に、文化振興については、平成24年度からの「芦屋市文化振興基本計画」に基づき、各事業を実施していますが、市民が誇れる取組までには至っていない状況となっています。これからは、地域の伝統や歴史だけでなく個性豊かで幅広いまちの魅力としての声屋文化を発信していく取組や、さらには次世代に継承していく取組を行うことが重要です。 また、生涯学習についてもまちの魅力として高めていくためには、市民の現行の取組や学びのネットワーク等について積極的に情報提供し、より参加しやすい状況を提供するとともに、そのネットワークを充実し、特に子どもたちを意識した多世代をつなぐ仕組みや個々の学びをつなぎ広げる仕組みづくりが必要です。 図書事業では、これまで「読書の街 芦屋」として、「かばんの中の一冊の本を」や「ブックワーム 芦屋っ子」を合言葉に、市民への読書推進事業の取組を行ってきており、今後の更なる事業推進において、公立図書館が担う役割は大きく、施設の整備や図書館事業の充実が求められています。 スポーツ推進においては、スポーツを行うことで、子どもから高齢者まで年代を問わず心身の健康の保持増進だけでなく、次代を担う青少年の健全育成、地域交流や家族の絆を深めるなどの多くの効果が期待されます。そのためには、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を追い風にして、スポーツの機運を盛り上げ、市民一人一人がライフステージやニーズに応じたさまざまな形でスポーツ活動に参加できる機会を提供するとともにスポーツへの参加を促すことが必要であり、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「すするスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が日常的にスポーツを楽しむことができる、幅広い生涯スポーツ社会を目指す取組が重要です。	総括結果の人の意味 全ての小項目を実施しており、結果も良好である 実施していない項目があるが、結果は良好である 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる 実施していない項目があり、悪化傾向の結果もみられる	全て実施(○) 一部実施(△) 全て実施(○) 一部実施(△)	全て良好(○) 全て良好(○) 悪化あり(△) 悪化あり(△)



■ 施策目標前期総括シート

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があらわれている
施策目標	2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
企画部	広報国際交流課
関係部	取りまとめ課
企画部	広報国際交流課
市民生活部	経済課
学校教育部	学校教育課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	A-③市民アンケート調査(H27.3実施)
・日本語理解が不十分な児童生徒への学習支援の必要性の顕在化		調査結果
	肯定的意見	肯定的意見
	42.7%	22.9%
	否定的意見	否定的意見
		わからない
		30.9%
		無回答
		3.6%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		展開状況	取組結果 (Check)		傾向	
	前期5年の重点施策	市民主体による取組	取組の実施状況	指標(単位)		H22	H25		
2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。	①潮芦屋交流センターを市民の国際交流の拠点施設となるよう活用していきます。 ②さくらまつりや秋まつりで市民の交流を促進します。	◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加	①平成23年度に潮芦屋交流センターを開設し、指定管理者であるNPO法人芦屋国際交流協会と連携しながら市民に対する国際交流事業などを行っている。 ①毎年、姉妹都市であるモンテペロ市と、学生親善使節の交換などの交流事業を実施している。 ②さくらまつりは、市民が市民ステージに出演したり、縁日出店に参加する機会を作り、近隣の市民、兵庫県、美山町民と交流する場を設けて、市民相互の交流を促進した。 ③地域の祭りである「たんじり」巡行と同一日にあしや秋まつりを開催し、子ども神輿等が出演するパレードに参加してもらう。 ④外国にルーツを持つ子どもたちの就学機会を確保するともに、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員を配置し、適応指導と学習支援の充実を図った。 ⑤潮見小学校に「こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動や学習会を定期的に実施した。	①潮芦屋交流センター利用者数(人) — 45,904 ②さくらまつり延べ来場者人数(人) 17,000 ③あしや秋まつり参加者数(人) 5,000 6,000		○ (全て実施)	○ (全て実施)	○ (向上)	△ (横ばい)
	まとめ								○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	☆☆☆	総括結果の文の意味	展開状況	結果
	☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
	☆☆☆	実施している小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
	☆☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

総括コメント	<p>【展開状況】全て実施(○)／【結果】全て良好(○) 多様な文化との交流については、市民交流の場として、さくらまつり、サマーカーニバル、秋まつりの開催を支援し、多くの参加を得ているほか、芦屋市国際交流協会と連携しながら姉妹都市であるモンテペロ市との国際交流事業を実施してきました。学校園においては、潮見小学校に「こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動を定期的に実施し、子どもたちの共生の心を育む活動の充実に取り組みのほか、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員等を配置し、児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう適応指導と学習支援の充実を図ってきました。</p> <p>潮芦屋交流センターについては、年々利用者も増え、セミナーや講演会等については、ある程度の参加者数が得られています。また、まだ施設の利用率は十分とは言えず新しい取組も検討していく必要があります。また、姉妹都市交流事業も、市民が知り、参加する事業にはなっており、多くの市民が関わることができている方法を検討する必要があります。</p> <p>一方、市内に在住する外国人住民が必要な情報を受け取ることで、適切な相談や支援が受けられるよう、多言語による情報発信などを充実する必要があります。学校における日本語理解が不十分な児童生徒への指導についても、個々の状況が多様であることや、継続した支援も必要であることから、帰国・外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について研究を進め、学校における指導体制の整備、充実を図る必要があります。</p> <p>平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等が決定されました。国においては、それを見据えながら、国際的視野をもったグローバル人材を養成するため、小学校での外国語活動の教科化などが検討されています。そのような流れの中で、さまざまな外国人ととの交流促進や、市内に在住する地域人材の発掘、各校に増えてきている外国にルーツのある子どもたちと共に学びあう視点に立った取組を進めることが必要になってきています。</p> <p>多文化共生社会を進める上でも、そのような機会を、さらに国際理解を深めるための好機ととらえ、事業の検討を行うことも必要です。</p>
--------	---

■ 施策目標前期総括シート

目標	3	お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-1	平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

【A: 前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)							
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(H23～H27)</li> <li>第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(H25～H29)</li> <li>第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)</li> <li>第6次芦屋すこやか長寿プラン21(H24～H26)</li> <li>芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画(H21～H26)</li> <li>芦屋市第3期障害福祉計画(H24～H26)</li> <li>芦屋市いじめ防止基本方針(H26～)</li> </ul>		肯定的意見	41.4%	否定的意見	20.6%	わからない	34.9%	無回答	3.1%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向	
	前期5年の重点施策	市民主体による取組			指標(単位)	データ		
3-1-1 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。	①平和の大切さを語る各種事業を行い、平和を守る意識の普及、啓発に努めます。	◇平和を大切に心の醸成	①みんなで考えよう「平和と人権」等、啓発事業への取組 ①平成23年7月に加盟した「平和市長会議」が提唱する非核・平和事業への取組	○ (全て実施)	①「平和と人権」参加者数(人) 897	H22	H25	△ (横ばい)
3-1-2 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。	①人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、人権教育、啓発を推進します。 ②人権を身近に感じることができるよう、効果的な人権意識の普及、啓発に努めます。 ③上宮川文化センターを、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。	◇いじめ等身近な問題への積極的な関与 ◇人権尊重の理念の理解	①企業人権啓発セミナーの実施 ①人権教育・人権啓発の推進…「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において総合調整と推進、「芦屋市人権教育・人権啓発懇話会」を開催し、意見の反映、人権の視点に立った事業評価の実施 ①「人権についての市民及び職員意識調査」の実施(H26.9) ①権利擁護支援者養成研修の実施 ①人権教育担当者会の実施 ①人権に関する研究会、研修会の実施 ①児童生徒を対象にいじめに関するアンケート調査の実施 ①小中学生対象に人権作文への取組 ①市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教職員や各種団体及び個人の方から成る専門部会でさまざまな人権問題についての学習会等を行い、人権意識を高める活動を行なう芦屋市人権教育推進協議会と連携を図り、芦屋市人権教育推進協議会研究大会全体会及び分科会の開催を支援した。 ②潮芦屋交流センターにおいて国際理解セミナー・講演会の実施 ②人権啓発事業の実施…人権週間記念講演会「日々の生活と人権を考える集い」、人権啓発映画、人権啓発講座・講演会の実施 ②成人式に新成人の人権意識の啓発のため、啓発グッズを配布した。 ②団体等の人権学習に活用いただける啓発DVDを購入し、貸出しを行った。	○ (全て実施)	①芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人) 680		830	○ (向上)
						3,275	3,127	△ (横ばい)

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。	①神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組めます。	③民生事業(相談指導、老人憩いの間事業等)、就労促進事業、地域福祉、保健・衛生事業、教育・啓発事業(ワンコインシアター、住民交流事業等)の実施 ③貸室等を含めた上宮川文化センターの適切な管理・運営業務	③上宮川文化センターの来館者数(人)	77,882	76,565	△(横ばい)
	①神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組めます。	①神戸地方法務局西宮支局と連携し、特設人権相談所の開設した(月2回) ①神戸地方法務局西宮支局と連携し、街頭啓発 人権週間、人権教室、人権の花運動 ①権利擁護支援センター相談事業の実施 ①「事前登録型本人通知制度」の導入(H26.7～)	①相談件数(件)	163	132	△(横ばい)
	まとめ	取組の評価	結果の評価			
			○(全て実施)			
			○(全て良好)			

A-⑤施策目標の総括

総括結果	☆☆☆	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆
☆☆	☆	☆	☆	☆

総括コメント

「展開状況」全て実施(○)、「結果」全て良好(○)。平和を尊重する意識の普及啓発では、平成23年7月に「平和首長会議」に加盟したことにより、会議の提唱する非核・平和事業に取り組んできました。

人権意識の普及啓発では、「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら、「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、意見の反映、人権の視点に立った事業評価を実施し、事業の改善に努めました。

上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、民生事業(相談指導、老人憩いの間事業等)、就労促進事業などに取り組み、学校園においては、子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め、体験的な学習や研修の充実に努めました。また、芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会、学習会等を実施しました。

関係機関と連携した取組では、神戸地方法務局西宮支局との連携した特設人権相談所の開設や\*権利擁護支援センターにおいて、高齢者・障がいのある人の権利侵害への対応を実施しました。

人権関係の各事業への参加状況等はほぼ横ばいであり、アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず、取組に工夫が必要であり、人権課題は多様化・複雑化していることから、それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化などが必要です。

平和施策においては、戦後70年、市議会において決議された「非核平和都市宣言」30周年を迎えたことを契機に、市民が平和の大切さを再認識し、より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。

■施策目標前期総括シート

目標	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況	
女性の活躍推進(「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定))(H26)	・第3次声屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(H25～H29)	肯定的意見	29.8%
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正(H25)	・声屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23～H29)	否定的意見	26.0%
		わからない	41.2%
		無回答	3.0%

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
市民生活部	男女共同参画推進課
関係部	対談課
市民生活部	男女共同参画推進課

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	取組結果 (Check)		傾向
	前期5年の重点施策 小項目	市民主体による取組		展開状況	指標(単位)	
3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。	①男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。 ②市の附属機関等における女性委員の活用を積極的に行うなど、政策・方針決定過程における女性の参画を進めます。	◇男女共同参画の意識の高揚	①②第2次及び第3次声屋市男女共同参画行動計画に基づき事業を実施した。 (イクメン講座や女性の働き方セミナー等の男女共同参画に関する講座の実施、男女共同参画センター通信「ウィザース」の定期発行(年4回)及び広報あしや等による啓発、女性の就労支援等の情報提供、市附属機関において男女共同参画を推進するための女性委員の積極的登用 など) ①活動の拠点である男女共同参画センターで、新たに土曜日を開設し、より多くのかたに利用していただくことで、学習機会や情報提供の充実を図りました。(H25～) ①男女共同参画センター20周年記念事業として、ウィザースあしやフェスタにて男女共同参画団体協議会と共催で、記念講演会(「女性が輝くとき」、「女性作曲家たちの『名曲』」)を実施した。(H26)	①男女共同参画センターの年間利用人数(人) 4,295	H25 5,400	○ (向上)
3-2-2 レスポナル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止、啓発に努めます。	①男女共同参画行動計画の第3次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組めます。 ②警察などの関係機関との連携を深めます。	◇暴力は人権侵害であるとの認識 ◇ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った時の早期相談	①②声屋市配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき事業を実施した。(H23～) (婦人相談員によるDV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議の開催、警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどのDV防止啓発の実施 など)	①②DV防止啓発活動実施回数(回) 2	2	△ (横ばい)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果	展開状況	結果
☆☆	「展開状況」全て実施(○)／結果(△)悪化あり(△) 女性の社会参画支援では、「第2次及び第3次声屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組んでいますが、目標である女性の登用割合は40%には達していません。引き続き積極的な登用に取り組む必要があり、また、女性の働き方セミナー等の講座、男女共同参画センター通信「ウィザース」の定期発行(年4回)及び広報あしや等による啓発、女性の就労支援等の情報提供、女性のための心の悩み・家事調停相談などを実施することにより女性の社会参画を支援してまいりました。 性別による人権侵害の防止、啓発の取組では、「声屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき婦人相談員によるDV(ドメスティック・バイオレンス)相談、DV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどのDV防止啓発の実施などに取り組ましました。 市民アンケートによる声屋市男女共同参画推進条例の認知度は43.6%と、まだまだ低い状況にあり、啓発・講座等を引き続き実施し、その理念の理解を促すことが必要です。「男性は主たる養育者」などといった固定的な意識の解消をさらに進めることや、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発により、女性だけでなく男性も家事、子育てや介護などに参加できるように環境整備が進むよう取り組むことが必要です。 また、DV相談室の認知度も31.7%と低いいため、さらに相談機関の丁寧な周知を行うとともに、定期的にDV被害者支援ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携を深めていくことが必要です。	☆☆	全て実施(○) 一部実施(△) 全て実施(○) 一部実施(△)	全て良好(○) 全て良好(○) 悪化あり(△) 悪化あり(△)



■ 施策目標前期総括シート

目標	4	子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている
施策目標	4-1	子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の完全実施(小学校H23～、中学校H24～)</li> <li>・いじめ防止対策推進法の制定(H25～)</li> <li>・スマートフォン、SNS等の急速な普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声屋市教育振興基本計画(H23～H27)</li> <li>・声屋市いじめ防止基本方針(H26～)</li> </ul>	肯定的意見 46.7% 否定的意見 16.0% わからない 34.3% 無回答 3.0%	

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
学校教育部	学校教育課
関係部	対象課
管理部	管理課
学校教育部	学校教育課、打出教育文化センター

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期5年の重点施策		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
	小項目	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	H22	H25	
4-1-1 子どもたちの学力向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組めます。</li> <li>②子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。</li> <li>③学力に応じた指導の充実を図り、子どもたちの学習意欲と学力の向上に努めます。</li> <li>④情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。</li> <li>⑤障がいのある子ども個に応じた指導、支援の充実を図ります。</li> <li>⑥特別支援教育センターの活動の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇学校ボランティアへの参加、協力</li> <li>◇トライやライやライ等のウィークの生徒の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プランの実施</li> <li>①小中連携に係る研究の推進(H22～H24)</li> <li>①中学校合同授業研究会の開催(H23～)</li> <li>②教育ボランティア・地域ボランティアの配置・活用</li> <li>②環境体験・自然学校・トライやライ等の体験活動の推進</li> <li>③算数、数学のチューター(学習指導員)の全校配置と活用</li> <li>③理科推進員の配置と活用(4校配置 H24～、全校配置 H25～)</li> <li>④ICT機器(実物投影機等)の計画的な整備(H23～)と授業における有効活用の研究</li> <li>④全市立小学校5・6年生に、担任教諭と地域人材が協働で外国語活動の授業を1学期あたり年間35時間実施し、外国語活動を推進した(H23～)</li> <li>⑤障がいのある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた個別の教育支援計画、個別の指導計画を立て、指導を行うとともに、学校生活支援教員等による個別の支援の実施</li> <li>⑥特別支援教育センターの専門指導員による、保護者及び教員に対する巡回相談、教育相談等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③算数・数学がよくなること答えた児童生徒の割合(%)</li> </ul>	算 80.0% 数 71.6%	算 84.2% 数 71.3%	△ (横ばい)
4-1-2 子どもたちの命や人権を大切にす る心の教育の充 実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。</li> <li>②子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。</li> <li>③震災の教育を生かし、語り継ぐ声の防災教育を推進します。</li> <li>④道徳教育の充実を図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。</li> <li>⑤不登校児童生徒への指導、支援や、いじめや暴力行為などの問題行動が起らないための効果的指導等の取組を推進します。</li> <li>⑥子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実を図ります。</li> <li>⑦特別支援教育への理解、啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇家話うちどくの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日本語指導ボランティアの配置等による、外国人児童生徒の適応指導及び学習支援の実施</li> <li>②学校図書館の図書電算化の実施(H23～)</li> <li>②「子どもに読ませたい図書リスト400選」の一部改訂(H25～)</li> <li>③阪神・淡路大震災の経験や教訓を、後世に語り継ぐ取組の実施</li> <li>④他者に対する思いやりの心を養う道徳教育・人権教育の推進</li> <li>⑤子どもの内面理解に基づく生徒指導の推進</li> <li>⑤教育相談事業の実施</li> <li>⑤学校におけるいじめ等の問題行動の係る研修会の充実</li> <li>⑤いじめ防止対応マニュアルの策定</li> <li>⑤適応教室の活動プログラムの充実</li> <li>⑤不登校児童生徒の学校復帰を支援するプログラムの開発</li> <li>⑥CAP講習会の実施</li> <li>⑦障がいについての理解を深め、障がいのある児童生徒との交流を実施</li> <li>⑦障がい理解のための講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②児童生徒一人当たりの年間学校の図書利用冊数(冊)</li> </ul>	小 52.5冊 中 5.0冊	小 56.5冊 中 14.7冊	○ (向上)
			△ (一部実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>④学校のまもりを守っているりと回答した児童生徒の割合(%)</li> </ul>	小 31.1% 中 58.2%	小 31.2% 中 60.6%	○ (向上)
				<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤不登校児童生徒の適応教室利用における復帰割合(%)</li> </ul>	17	20	△ (横ばい)

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組めます。	①運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。 ②食育の充実に取り組めます。	①小学校5年生から中学校3年生を対象とした「体力・運動能力調査の実施と結果の分析と公表」 ①幼児児童生徒の運動意欲と能力を高める授業作りの研究(幼稚園 H24, 小学校 H25～) ①中学校の運動部活動の充実 ②中学校給食実施に向けた計画の策定、取組の推進 ②食物アレルギーに係る対応マニュアルの策定(H25～)	○ (全て実施)	①全国体力運動能力調査で、全国平均を上回った種目の割合(%)	11.25	11.25	△ (横ばい)
4-1-4 心やさまざまな教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性に、指導力の向上に取り組めます。	①学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材、教員の充実に努め、教育環境の改善を図ります。 ②様々な教育課題に応じた研修の充実を図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。 ③教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。	①公共施設建築物における保全計画に基づき、学校園施設における大規模改修工事や空調設備改修工事を行った。 ②教職員研修の実施 ③教員の指導力向上を図るための学校支援相談員の配置 ③校務支援システムの構築による校務の効率化の推進(H24～) ③各小中学校で決めた時刻(定時)に運動する「定時退勤日」を週1回設定している。中学校では、平日、週1日の「ノ一部活デー」を設定している。 ③会議の短縮化や行事の見直しを行っている。 ③業務改善検討委員会等で各校の取組を報告し、取組を推進している。	○ (全て実施)	②研修受講人数(人)	2,071	1,961	△ (横ばい)
まとめ		取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価		○ (全て良好)	

A-⑤施策目標の総括	<p>総括結果</p> <p>「展開状況」一部実施(△)／結果全て良好(○)</p> <p>「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「人間力の育成」を目指す教育活動を計画的かつ確実に進めてきました。</p> <p>学力向上の取組では、学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プランを推進し、学習指導員などの外部人材を活用した取組や、環境体験・自然学校・トライヤルや、ウィークの推進等、参画と協働のもとで特色ある教育活動を推進してきました。教育環境整備においても、タブレット端末の早期導入などICT機器の充実を図りました。また、小学校の外国語活動では、地域の人材を有効に活用して内容充実に向けた取組を進め、中学校の外国語とつながりながら継続を行うため、小中学校が合同で研究協議を行う協議会を開催し、取組を進めました。同様に他の教科においても小中連携の取組として、中学校合同授業研究会を実施してきました。</p> <p>特別支援教育では、特別支援教育センターを中心に、一人一人の状況に応じた個別の教育支援計画等を立て、指導を行ってきました。児童の教育の充実の取組については、道徳教育・人権教育、阪神淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ取組を中心とした防災教育、不登校児童生徒の学校復帰支援のほか、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施、いじめや暴力行為などの問題行動の防止、障がい理解のための講演会の実施等に取り組めました。また、読書活動を推進し、子どもたちの年間の学校図書館の図書利用冊数は増加しています。</p> <p>体力向上の取組では、体力・運動能力調査を実施し、結果の分析を行い、体育指導の実践研究に取り組めました。食育では、アレルギー対応マニュアルの策定に加え、中学校給食の実施を決定し、施設整備をはじめとした準備を計画的に進めてきました。</p> <p>教育環境の整備、教員の専門性と指導力の向上の取組では、教員研修やOIB教員を活用した研修体制の充実を図るとともに、校務支援システムの導入、ノー部活デーの設定等により子どもと向き合う時間の確保に取り組んできました。</p> <p>幼児期の教育では、質の高い教育・保育の充実を目指し、芦屋市の標準的なカリキュラムとして「就学前カリキュラム」を作成しました。今後、幼児教育においては、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼児期と児童期における互いの教育の理解を深め、小学校との円滑な接続をめざすことが必要です。</p> <p>学力向上の方策においては、基礎的・基本的な知識技能を身につけているが、それらを活用していく力に課題がみられることから、外部人材のさらなる有効活用や、読書活動を基にした学力向上、また、小中連携を踏まえ児童生徒の実態に応じた効果的な指導について研究を進め、実践していく必要があります。</p> <p>また、子どもや命や人権を大切にすることが必要で、学校・教育委員会が主体となり、関係機関と連携を進めてきましたが、学校外で起こる事案や家庭内における問題、虐待報告件数の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は、年々複雑化・深刻化している現状にあります。学校だけで取り組む領域を超え、専門家、関係機関などとの連携を一層強化していくことが求められるようになってきています。</p> <p>さらにスマートフォンの高利用率普及、いじめや人権問題に派生する危険性をばらばらであり、子どもたちにICT機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し活用する力を身に付けさせる必要があります。</p> <p>教育環境の整備においては、安全で快適な環境を提供できるよう計画的な施設保全をすすめることも、ICT機器をはじめとした教材備品等の充実を図ることが必要です。</p> <p>教員においても、ICT機器等の活用により校務の効率化を図るとともに、それらの機器を適切に活用できる能力を育成する必要があります。また、経験の浅い教員が増え、現場で教員を育成していくことが急務となっており、教員のキャリアにに応じた研修などにより、指導力の向上を図ることが必要です。</p>																				
総括結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の意</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(○)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>実施していない小項目があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(○)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </tbody> </table>	総括結果	総括結果の意	展開状況	結果	☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)	☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の意	展開状況	結果																		
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)																		
☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)																		
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)																		
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																		

■ 施策目標前期総括シート

目標	4	子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている
施策目標	4-2	青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
社会教育部	青少年育成課
関係部	対象課
こども・健康部	子育て推進課
学校教育部	学校教育課
社会教育部	青少年育成課、青少年愛護センター

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

A-②関連計画の策定状況

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果	無回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年7月に国の子ども・若者ビジョンが策定される。</li> <li>平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行される。</li> <li>平成26年12月に兵庫県薬物の濫用の防止に関する条例が施行される。</li> <li>スマートフォン急速な普及。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市子ども・若者計画(H27～H31)</li> <li>芦屋市教育振興基本計画(H23～H27)</li> </ul>	肯定的意見 30.0% 否定的意見 23.6% わからない 43.3%	3.2%

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向
	前期5年の重点施策	市民主体による取組			指標(単位)	データ	
4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられよう支援します。	① 小・中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育を含めた体験的な学習の機会を増やします。 ② 青少年を対象とした知識、技術習得のための実践教育の機会創出について、民間企業や関係機関、学校等が連携して支援します。	市民主体による取組	取組の実施状況 ①②職場体験(トライヤや・ウィーク)、福祉体験、芸術文化活動、幼児教育等の活動を実施 ③小学校5年生で自然学校、小学校3年生で環境体験学習を実施 ④夏休み等に小学生レクリエーションキャンプの開催 ⑤小学校低学年生を対象に昔あそびワクワク教室の開催(手づくりおもちゃづくり)(H25～) ⑥青少年団体の家事業への参画 ⑦丹波少年自然の家事業への参画 ⑧福祉部門相談窓口、他の教育相談窓口との連携(H25～) ⑨芦屋市成人企画チーム(新成人)の企画・運営で成人の門出を祝い、次代を担う社会人としての自覚を啓発する場として成人	○ (全て実施)	①②トライヤや ウィーク実 施事業所数 (箇所) 94 ③若者相談セ ンター「アサガ オ」相談件数 (件) - 58	H22 H25	△ (横ばい)
4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。	① 愛護委員による日常的な街頭巡視活動を推進します。 ② 有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。 ③ 青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。	市民主体による取組	取組の実施状況 ①市内街頭巡視活動を定期的に継続するため、活動協力者が増えるよう呼びかけ、愛護委員の委嘱を行った。 ① 愛護委員の資質向上のための研修の実施 ② 有害環境の浄化活動(白ポストの設置等) ③ 広報啓発活動(愛護班ニュース、愛護だより等の発行) ④ 青少年を対象とした相談事業 ③ 適応教室にて不登校等の児童生徒への学校復帰支援を行った。 ③ 青少年を対象とした相談事業として芦屋カウンセリングセンター事業を実施	○ (全て実施)	① 愛護委員数 (人) 173 190		○ (向上)
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価	○ (全て良好)		



A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括結果の★の意味	展開状況	結果
<p>☆☆☆</p>	<p>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p>	<p>全て実施(○)</p>	<p>全て良好(○)</p>
<p>☆☆</p>	<p>実施していない項目があるが、結果は良好である</p>	<p>一部実施(△)</p>	<p>全て良好(○)</p>
<p>☆☆</p>	<p>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>全て実施(○)</p>	<p>悪化あり(△)</p>
<p>☆</p>	<p>実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>一部実施(△)</p>	<p>悪化あり(△)</p>

総括コメント

【展開状況】全て実施(○)／【結果】全て良好(○)

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校ではトライやる・ウィークによる職場体験・幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができよう取り組まれました。また、小学校では、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動により、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう取り組みました。

青少年健全育成の取組では、白ボストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡回活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進計画(後期)」に掲げた若者相談センター「アサガオ」を平成25年10月に開設し、福祉部・家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、就労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

☆☆☆

■ 施策目標前期総括シート

目標	4	子どもたちが社会へ羽ばたけようたくましく育っている
施策目標	4-3	学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H22～H26)</li> <li>芦屋市教育振興基本計画(H23～H27)</li> </ul>		肯定的意見	48.4%
				否定的意見	16.9%
				わからない	31.3%
				無回答	3.3%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
	前期5年の重点施策	市民主体による取組	取組の実施状況	指標 (単位)	H22	H25	
4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるための学校に関する諸団体をネットワークで結び、仕組みづくりを拡充します。	①学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。 ②学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。	◇子どもたちを育成する活動への協力	①学校支援ボランティアの組織が立ち上げた連絡協議会に出席し、必要な支援を行った。(H24～) ②特色ある学校園づくりの支援として地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話など幅広い教育活動を推進している。	①学校支援活動参加延べ人数(人)	-	2,406	○ (向上)
4-3-2 子どもたちが安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。	①放課後や週末などの学校を活用した、子どもの居場所づくりを拡充します。 ②子ども見守りパトロール活動を支援します。		①市内8小学校において校庭開放事業を行い、より参加しやすい事業とするための見直しを行い、平成25年度2校、平成26年度1校について、放課後一旦下校することなく参加できるように変更した。 ①放課後や週末などの学校を活用して誰もが参加できる文化活動やスポーツ活動などを目的に「行なうコミュニティ・スクールの支援を行った」。 ②子ども見守り巡回パトロールの実施。 ③子ども110番「青少年を守る店・守る家」ネットワーク(「ウルトラマン」も守ってくれる)「プレートの設置」 ④通学路の見直しを行った。	①放課後子どもプラン及び開催延べ日数(日)	918	947	○ (向上)
まとめ		取組の評価		結果の評価		○ (全て良好)	

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント	
総括結果	☆☆☆	総括結果の意	結果
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	☆☆☆	全て良好(○)
☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	☆☆☆	全て良好(○)
☆☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	☆☆☆	悪化あり(△)
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	☆☆☆	悪化あり(△)

「展開状況」全て実施(○)／結果全て良好(○)  
 学校に関係する諸団体をネットワークで結び、仕組みづくりでは、特色ある学校園づくりとして地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話など幅広い教育活動を推進するほか、コミュニティ・スクールの活動支援や学校支援ボランティアとともに家庭、地域による学校支援の取組を進めており、多くの地域住民の参加を得ています。  
 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの取組では、市内8小学校において校庭開放事業を行うとともに、下校時間帯の子ども見守り巡回パトロールを実施しました。また、通学路の安全確保のために平成24年度に通学路緊急合同点検を地域、学校、行政が連携して行い、路肩帯のカラー化やゾーン30の路面標示等実施し、平成26年度には芦屋市通学路交通安全プログラムを作成しました。  
 それぞれの取組について調整・協力を進め、連携を図り、進めることが重要で、学校を核として行われる活動、行事への協力体制づくりが必要であり、子育て支援の需要が増す中、子どもが安全で安心して過ごせる場の充実が求められています。  
 また、芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と一緒に実施するほか、南芦屋地区から遠距離を通う子どもたちの安全確保策については、子どもの人数が増加することを踏まえ、早期に取り組みも必要があります。



■ 施策目標前期総括シート

目標	5	地域で安心して子育てができている
施策目標	5-1	世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
子ども・健康部	子育て推進課
関係部	対象課
市民生活部	上宮川文化センター
福祉部	地域福祉課、社会福祉課
子ども・健康部	子育て推進課、健康課
管理部	管理課
学校教育部	学校教育課、打出教育文化センター

【A: 前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査 (H27.9実施) 調査結果	
前期計画策定以降 (H23～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て関連3法の成立</li> <li>未熟児訪問指導、未熟児養育医療給付事業の県からの事務移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次芦屋市地域福祉計画 (H24～H28)</li> <li>芦屋市教育振興基本計画 (H23～H27)</li> <li>芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 (H27～H31)</li> <li>第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン (H25～H29)</li> <li>芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 (後期) (H22～H26)</li> <li>芦屋市健康増進・食育推進計画 (H25～H29)</li> </ul>	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		28.2%	30.4%	38.6%	2.8%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向
	前期5年の重点施策	小項目			指標 (単位)	H22	
5-1-1 地域で子育てに自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流、子育ての場を充実させる環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流、子育ての場を充実させる環境を整えます。</li> <li>②地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。</li> <li>③様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体による取組</li> <li>◇ 母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理</li> <li>◇ 妊娠出産や子育てに関する積極的な情報入手</li> <li>◇ 妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (妊婦健康診査費助成事業、健診について助成券方式を導入 (H24～))</li> <li>① 乳児全戸訪問事業 (こどもには赤ちゃん事業)</li> <li>① 育児相談、母子栄養相談</li> <li>① こどもの相談、コアラクラブ</li> <li>① 5歳児発達相談の実施 (H25～)</li> <li>② 養育医療ネットワーク事業</li> <li>① 未熟児訪問指導、未熟児養育医療給付事業の実施 (県移譲、H25～)</li> <li>① アレルギート健診、相談</li> <li>① 健康情報管理システムの更新 (H24)</li> <li>① ② ③ こども課、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携による子育て支援</li> <li>① 子育てセンター事業の実施 (「子育てホットライン」による電話相談、つどいのひろば「ぶくぶく」をウィザースあしやで開催、「ももこ」を上宮川文化センターで開催 (H25～))、「キッズクッキング」を開催 (H23～)</li> <li>① 「あいあい」を三条集会所で開催 (H25～)</li> <li>① 児童センターでの各種事業 (子育てファミリー相談、親子ファミリーの開設、あそびひろばの開設、育児サポートルームの提供、他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① つどいのひろば等に参加する親子の数 (人)</li> <li>55,369</li> <li>57,150</li> </ul>	○ (向上)		
5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児健康診査の受診率向上を目指す。</li> <li>② 子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆を深める体験ができる場の提供に努めます。</li> <li>③ 子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。</li> <li>④ 幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査の受診</li> <li>◇ 出産や子育てについて家族で話し合い</li> <li>◇ 地域の子ども成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い</li> <li>◇ 子ども同士で遊ぶ機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児健康診査受診率 (%)</li> <li>93.6</li> <li>92.8</li> </ul>	△ (横ばい)			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児健康診査受診率 (%)</li> <li>98.3</li> <li>99</li> </ul>	△ (横ばい)			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児健康診査受診率 (%)</li> <li>93.6</li> <li>92.8</li> </ul>	△ (横ばい)			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>② ウィザースセンターでの子育てに関する土日開催事業数 (回)</li> <li>1</li> <li>9</li> </ul>	○ (向上)			

<p>③子育て行政サービスガイド「わくわく子育て」をウェブサイトとアプリで導入し、子育て情報を発信して情報提供(H26～)</p> <p>④市内3園(小榎、朝日ヶ丘、朝見)で預かり保育を実施(H23～)</p> <p>以降市内全園に拡大して実施(H25～)</p> <p>④未就園児対象に幼稚園を開放し、地域と園のつながりを深める</p>	<p>③子育てセンター講演講座参加者数(人)</p> <p>2,738</p> <p>1,032</p> <p>△(横ばい)</p>
<p>①民生委員・児童委員をはじめ、学校や関係機関、団体等と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。</p> <p>②ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。</p> <p>③虐待を含む様々な事情によって保護を要する児童の発見と支援の強化に努めます。</p>	<p>①民生委員・児童委員による相談・支援の件数(件)</p> <p>398</p> <p>795</p> <p>○(向上)</p>
<p>②ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。</p> <p>③虐待を含む様々な事情によって保護を要する児童の発見と支援の強化に努めます。</p>	<p>②母子・父子自立支援プログラム策定事業支援者数(人)</p> <p>20</p> <p>13</p> <p>x(悪化)</p>
<p>③家庭児童相談の件数(件)</p> <p>273</p> <p>374</p> <p>○(向上)</p>	<p>○(全て実施)</p> <p>○(全て実施)</p> <p>○(全て良好)</p>
<p>まとめ</p> <p>取組の評価</p>	

A-⑤施策目標の総括

<p>総括結果</p> <p>☆☆☆</p>	<p>【展開状況】全て実施(○) / 【結果】全て良好(○)</p> <p>子育て支援の取組では、各種訪問、相談事業等を実施し、早期に気軽に相談できる環境整備に努め、相談件数等は概ね向上しています。地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。また、子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準未満の3歳から中学3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。</p> <p>要保護児童の自立や要保護児童の支援では、母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、民生委員・児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い児童虐待などの問題も含め対応してきました。</p> <p>今後も、妊娠前から子育て期の保護者が安心して子どもを産み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。</p> <p>さらに、今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童等を早期に発見し、迅速な対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等、支援が必要な家庭が自立できるように、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身の成長と発達を保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実させることが必要です。</p>	<p>総括コメント</p>
<p>☆☆☆</p>	<p>【総括結果】</p> <p>☆☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>☆☆☆ 実施していない項目があるが、結果は良好である</p> <p>☆☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>☆☆☆ 実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>総括結果の★の意味</p> <p>展開状況</p> <p>結果</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p>

■施策目標前期総括シート

目標	5 地域で安心して子育てができています
施策目標	5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
平成24年8月 子ども・子育て関連3法が成立	・芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)(H22～H26)	肯定的意見	23.9%	否定的意見	わからない
平成27年4月から(予定)子ども子育て新制度の実施	・芦屋市教育振興基本計画(H23～H27)	無回答			
	・第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン(H25～H29)		34.3%		38.8%
					3.0%

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況(Do)		取組結果(Check)	
前期基本計画の内容(Plan)		取組の実施状況		アンケート	
重点施策の名称	市民主体による取組	指標(単位)	H22	H25	傾向
5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。	小項目 ①心豊かに仲間と育ち合う、生涯を見通した生きる力を育む保育を目指します。 ②待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。 ③延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。 ④幼稚園における預かり保育を検討し、実施します。	①保護者や児童を対象にCAP講習会(虐待防止)や防災訓練を実施し、保育を行った。 ②山手・精進圏域に4園の認可保育所を誘致(H24、H25、H26) ③延長保育(全保育所(園))・一時預かり(5私立保育園)・病児病後児保育(市立戸屋病院)の実施 ④ファミリー・サポート・センター事業(芦屋市社会福祉協議会が窓口となり、会員である市民が児童を一定時間の預かりなどを行う事業)の実施 ⑤平成23年度に市立幼稚園3園(小槌、朝日ヶ丘、潮見)で預かり保育を実施、平成25年度に市立幼稚園全園に預かり保育を拡大して実施	816	924	○ (向上)
5-2-2 ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。	◇ワークライフバランスの正しい理解 ①全ての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。 ②仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及、啓発を行います。	①市広報紙への啓発記事掲載(件) ①土日開催事業の実施回数(回)	1	1	△ (横ばい)
	まとめ		1	9	○ (向上)
A-⑤施策目標の総括		取組の評価		結果の評価	
総括結果		○(全て実施)		△(悪化あり)	

A-⑤施策目標の総括		総括コメント	
総括結果	結果	総括結果の文の意味	展開状況
☆☆☆	全て良好(○)	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)
☆☆☆	全て良好(○)	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)
☆☆☆	悪化あり(△)	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)
☆☆	悪化あり(△)	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)
☆☆	悪化あり(△)		

【展開状況】全て実施(○) / 結果悪化あり(△)  
 保育サービスへの提供では、優先課題である特機児童解消に向けて、新たに2園の私立保育所を誘致するほか、公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入れ定数は増加したものの、まだ待機児童数の解消までには至っていません。また、ファミリー・サポート・センター事業も継続して実施するほか、保育所における延長保育、一時保育に加えて市立戸屋病院において病児・病後児保育を実施しました。  
 ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の普及啓発の取組では、イクメン(育児を積極的に行う男性)講座、男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザズ」の定期発行及び広報あしや等による啓発を行いました。また、市内事業者に対し、ワークライフバランスの案内などを発行しました。  
 今後も、保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切に良質な保育サービスを提供できるように、保育提供施設の増設等により待機児童の解消に努めていくことが必要です。  
 また、平成27年3月に行った芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果では、ワークライフバランスができていないと思う市民の割合が78.5%となっていますが、ワークライフバランスを男女共同参画推進条例の基本理念の一つとして掲げていることから、今後も向上を図る必要があり、引き続き、意識を高めるための啓発を行いながら、女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。



■施策目標前期総括シート

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策取りまとめ部	健康課
関係部	対象課
市民生活部	保険課
福祉部	福祉センター
子ども・健康部	子育て推進課、健康課
学校教育部	学校教育課
社会教育部	スポーツ推進課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	取組の実施状況 (Do)	取組の結果 (Check)	傾向			
<ul style="list-style-type: none"> <li>定期接種に不活性化ポリオ導入、4種混合ワクチン接種開始の定期接種化</li> <li>ヒブ感染症、小児用肺炎球菌子宮頸がん予防ワクチンの定期接種開始</li> <li>新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定</li> <li>水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次芦屋市健康増進・食育推進計画(H25～H29)</li> <li>芦屋市新型コロナウイルス対策計画(H21)</li> <li>第2期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画(H25～H29)</li> </ul>	<p>展開状況</p> <p>○ (全て実施)</p>	<p>指標(単位)</p> <p>H22 H25</p>	<p>肯定的意見</p> <p>59.6%</p>	<p>否定的意見</p> <p>12.0%</p>	<p>わからない</p> <p>25.6%</p>	<p>無回答</p> <p>2.8%</p>

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

調査結果	肯定的意見	59.6%	否定的意見	12.0%	わからない	25.6%	無回答	2.8%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況 (Do)	取組の結果 (Check)	傾向
<p>前期5年の重点施策</p> <p>小項目</p> <p>6-1-1 ①特定健診やがん検診などの受診率の向上を旨とします。②予防接種の接種率の向上を旨とします。</p>	<p>市民主体による取組</p> <p>◇定期的な健康診査やがん検診の受診 ◇予防接種を受けのこと。 ◇健診後の積極的な自己ケア</p> <p>(特定健診)</p> <p>①広報あしや、ホームページの活用や保険課以外の管で行われるイベント時に案内の文書を配布する等、関係部署と連携し、普及啓発を実施。 ①平成24年度から未受診者を対象とした受診勧奨通知を年1回から年3回に増やすとともに、平成25年度からは、レポートデータの分析を行い、個人ごとの健康状態に合わせた受診勧奨通知の実施や地域に向いて専門職(医師会やケアマネージャー等)を対象とした普及啓発を実施。 (がん検診)</p> <p>①保健センターでの特定健診とがん検診(肺、大腸、胃、乳)の同時日開催を引続き実施するとともに、平成26年度からは胃がん検診の定員1日あたり18人に増員。 ①特定健診の未受診者に対し健診とがん検診の受診勧奨ハガキを年3回発送するとともに、がん検診推進事業での無料クーポン券未利用者に対し、ハガキによる各がん検診の受診勧奨を行うなど、未受診者への受診勧奨を強化。 (予防接種事業)</p> <p>②定期予防接種の案内を乳幼児に個別送付するとともに、広報あしや、ホームページの活用に加え、平成25年度からは、「まちナビ」での定期予防接種の啓発を実施。 ②接種機会の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進するため、兵庫県内において広域的に予防接種を受けられることができる体制を整備。(H24～)</p>	<p>展開状況</p> <p>○ (全て実施)</p>	<p>指標(単位)</p> <p>H22 H25</p>



6-1-2 食育や食事バラ ンスについての情 報提供を行います。	①乳幼児期から正しい食習慣が身 に付けられるよう支援します。	①乳幼児期では、もぐもぐ離乳食教室、幼児のための食育推進 講座、育児相談、母子栄養相談を実施し、管理栄養士・保健師に よる的確な情報提供や指導等を実施。また、アレルギー疾患のあ る乳幼児に対して相談、教室も実施。 ②成人に関しては、生活習慣病の予防をめざし、生活習慣の見 直しと改善に向けて栄養に関する個別の健康教育や集団での健 康教室を実施。また、管理栄養士による栄養相談も実施。 (保育所) ③給食だより等による情報発信 ④養指導 ⑤食物アレルギー対応のマニュアル策定(H25) (学校園) ⑥毎年、新入生とその保護者に対して、学校給食に係る啓発冊 子「たのしい学校給食」を配付 ⑦学校給食展を開催し、約500人の地域、保護者、幼児児童生 徒、学校園関係者に対し、展示や試食を通して学校給食及び食 育の取組を発信 ⑧各学校園において食育を教育課程の中に位置付けて推進 ⑨食物アレルギー対応のマニュアル策定(H25)	○ (全て実施)	677	711	○ (向上)	
6-1-3 こころの健康につ いて気軽に相談 できるよう関係機 関と連携し支援し ます。	①医師会などの関係機関との連携を 深めます。 ②健康相談、訪問指導、電話相談な どにより相談業務を充実させます。 ③健康づくりハンドブックなどによる ストレスの解消法や休養について書 及、啓発活動を推進します。	◇十分な睡眠などによる心身の休 息 ◇ストレスやこころの健康に関する 正しい知識の習得 ◇自分にあったストレス解消法の習 得 ◇職場や地域において悩みを相談 できる仲間づくり	○ (全て実施)	163	423	○ (向上)	
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価			○ (全て良好)

A-5 施策目標の総括

総括結果	総括コメント			結果																				
☆☆☆	<p>[展開状況]全て実施(○) / [結果]全て良好(○)</p> <p>健康診の受診、予防接種の促進の取組では、特定健診、がん検診の受診及び予防接種者数の向上をめざし、啓発や未受診者対策の強化、接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。</p> <p>食育推進では、第2次声屋市健康増進・食育推進計画に基づき、各種相談・講座事業を実施するほか、保育所や学校園においても、保育及び教育課程の中で食育を推進しました。</p> <p>こころの健康への支援では、啓発事業のほか、インターネットを活用し気軽にメンタルヘルスマネジメント研修や「こころの体温計」の導入や、訪問、面接、電話による相談事業を充実しました。また、声屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や相談・指導活動も継続して行うとともに、スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及、啓発活動を実施しました。</p> <p>特定健診やがん検診において、受診率・接種率は向上しているものの、市の計画で定めている目標数値に達していないことから、今後も、健診等の受診率の向上を図り、定期的な健診を促進するため、普及啓発及び未受診者対策の強化が必要と見られます。</p> <p>食育関係については、講座や相談業務の増加も見られますが、生涯を通じて望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は、年齢や健康状態などにより異なり、食育との関わりも変化することから、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。</p> <p>こころの健康への支援では、自殺予防対策において庁内連絡会議を設置し、相談窓口間の連携を充実させるとともに、こころの健康について気軽に相談できるような環境づくりを図っていくことが必要です。</p>			<table border="1"> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の意</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(○)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>実施していない項目があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(○)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない項目があり、悪化傾向の結果もみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </table>	総括結果	総括結果の意	展開状況	結果	☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)	☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の意	展開状況	結果																					
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)																					
☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)																					
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)																					
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																					

■施策目標前期総括シート

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-2 市民が適切な診療を受けられる

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
芦屋病院	事務局総務課
関係部	対象課
市民生活部	保険課
福祉部	地域福祉課
こども・健康部	健康課
芦屋病院	事務局総務課
消防本部	救急課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果	肯定的意見	否定的意見	わからない
前期5年の重点施策	前期5年の重点施策	市民主体による取組	78.3%	9.4%	9.5%
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	①市立芦屋病院と地域医療機関との連携、調整を密にし、紹介率や逆紹介率の改善を図ります。 ②市立芦屋病院は、地域医療支援病院的承認と、がん診療連携拠点病院の指定を目指します。 ③市立芦屋病院は、緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い、適切な医療を提供します。	◇かかりつけ医を持つこと。	無回答	2.7%	

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向	
				指標(単位)	データ		
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	①市立芦屋病院と地域医療機関との連携、調整を密にし、紹介率や逆紹介率の改善を図ります。 ②市立芦屋病院は、地域医療支援病院的承認と、がん診療連携拠点病院の指定を目指します。 ③市立芦屋病院は、緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い、適切な医療を提供します。	◇かかりつけ医を持つこと。	①紹介率及び逆紹介率ともに、平成22年度に比べ10%以上増加し、改善が達成されている。 ②地域医療支援病院については、紹介率40%・逆紹介率60%以上を継続して維持しているが、承認には至っていない。 ③がん診療連携拠点病院については、放射線治療の要件があるため、指定には至っていない。 ④平成24年6月の新病棟のオープンに合わせて、緩和ケア病棟を開設するなど適切な医療の提供に努めている。	△ (一部実施)	①紹介率 (%) 45.2 ①逆紹介率 (%) 63.3	H25 62.2 H25 77.2	○ (向上) ○ (向上)
6-2-2 適切な対応がでる救急医療体制を充実させます。	①広域的な救急医療体制の充実を図ります。 ②休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。 ③救急救命士の育成と人員の確保に努めます。 ④市立芦屋病院にICU室を設置するとともに、救急措置室の拡充、外科二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。	◇正しい応急手当の習得	①一次救急医療対策(夜間在宅当番制) ①二次救急医療対策(尼崎・西宮・芦屋の3市の病院群輪番制) ①小児救急医療対策(尼崎・西宮・芦屋の3市の二次病院群輪番制・小児救急医療電話相談) ①市立休日日診療所の管理運営(指定管理) ①園科休日日診療対策(園科休日日急診療) ①眼科・耳鼻咽喉科広域1次救急医療対策(阪神6市1町で運営) ①兵庫県下の救急医療情報システム、h-Anshinむこねつ(阪神医療福祉情報ネットワーク)他 ②広報あしや、ホームページを活用した救急医療機関情報の提供(随時) ③救急救命士の育成と人員の確保 ③応急手当講習会等の実施 ④市立芦屋病院の病棟建替工事のなかで、ICU室設置や救急措置室の拡充を実施した。外科救急を平成24年10月に、消化器内視鏡救急を平成25年9月に開始した。(H24,H25)	○ (全て実施)	③救急救命士の人数(人) 24 ③応急手当講習会等の受講者数(人) 1,752 ④芦屋病院救急患者数(人) 3,156	25 2,346 4,226	○ (向上) ○ (向上) ○ (向上)

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。	<p>①制度改正に対応しながら、被保険者や助成対象者に対する各種制度を分かりやすく説明し、理解を深めてもらえるよう努めます。</p>	<p>①広報あしや、ホームページを活用し、制度改正等の必要な情報を発信している。(毎年1回広報あしや臨時号・減免特集にも記事掲載)</p> <p>②新規加入者等へ各種制度の理解を深めていただけたらという、国保あんないを毎年更新し、窓口で設置している。広域連合が作成している後期高齢者医療制度のご案内についても毎年更新されて送付されてくるため、国保あんないと同様の扱いをしている。</p> <p>③納額通知書送付時、国保の被保険者にはダイジェスト版の国保あんないを、後期高齢者の被保険者には広域連合が作成した小冊子を同封している。</p> <p>④地域の各種団体等からの依頼により、出前講座に出向き、各種制度の理解を深めてもらえるよう努めている。</p> <p>⑤国民健康保険証の更新時に、ジェネリック医薬品希望カードの同封や利用促進通知を送付する等ジェネリック医薬品の利用促進に向けた啓発を行なった。</p> <p>⑥小学校4年生～6年生までの通院医療費助成事業を平成23年度に開始した。(H23～)</p> <p>⑦中学校1年生～3年生までの通院医療費助成事業を平成25年度に開始した。(H25～)</p> <p>⑧3歳～中学校3年生までの低所得者区分に該当するものの通院医療費を平成25年度から無料化した。(H25～)</p> <p>⑨医療費助成等の制度改正については、広報あしや・ホームページ・医師会・学校・対象者等に対し、周知を実施している。</p>	<p>①乳幼児・子ども医療費助成対象者数(レセプト件数)</p> <p>125,938</p> <p>133,260</p> <p>○ (向上)</p>
A-5 施策目標の総括	まとめ	取組の評価	結果の評価
○ (全て実施)	△ (一部実施)	△ (一部実施)	○ (全て良好)

A-5 施策目標の総括	<p>総括結果</p> <p>☆☆☆ 総括結果の意図</p> <p>☆☆☆ 全て小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>☆☆☆ 実施していない項目があるが、結果は良好である</p> <p>☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>☆ 実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>展開状況</p> <p>全て実施(○) 全て良好(○)</p> <p>一部実施(△) 全て良好(○)</p> <p>全て実施(○) 悪化あり(△)</p> <p>一部実施(△) 悪化あり(△)</p> <p>総括コメント</p> <p>【展開状況】一部実施(△)／結果 全て良好(○)</p> <p>安心できる地域医療の提供では、市立芦屋病院改革プランに基づき市立芦屋病院内の経営改善を進めるとともに、建替工事によるアメニティ向上や、緩和ケア病棟の開設、ICU室設置や救急措置室の拡充など救急医療の充実など、よりよい医療を地域に提供できるよう努めてきました。市立芦屋病院と地域の医療機関との連携では、むこねっと患者情報共有システム等の導入により、検査情報等を活用できる環境の整備などの連携を推進しており、紹介率及び逆紹介率とも増加していますが、地域医療支援病院の承認及びびがら診療連携拠点病院の指定については未達成となっています。</p> <p>救急医療体制では、市立休日応急診療所、一次救急医療及び二次救急医療の体制を整備しているほか、歯科センターにおいて歯科休日応急診療を実施しています。また、阪神南圏域における広域的な救急医療体制として、小児二次救急医療や眼科・耳鼻咽喉科広域1次救急医療などの体制を整備しており、広報あしや、ホームページを活用し、救急医療機関情報の提供を行っています。また、救急救命士の育成と人員を確保するとともに、応急手当講習会等を実施し、市民に心肺蘇生法や応急手当について普及啓発を行いました。</p> <p>保険医療制度の適切な運営では、国民健康保険、後期高齢者医療制度の周知を図るほか、ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等医療費の抑制に努め、保険制度の安定的運営に資する取り組みを行いました。福祉医療制度については、早期に適正な医療を受診できるように制度の拡充を行い、改正内容を広報あしや、ホームページで周知しました。</p> <p>さらに高齢化が進む中、超高齢社会に対応する医療が求められるようになります。高齢期の患者が中心となる時代の医療は、病気と共存しながら生活(QOL)の維持・向上を目指し、地域や自宅での生活ができるように地域全体で支える「地域完結型医療」への変化が求められます。市立芦屋病院においては、地域医療機関との連携・調整を密にし、市民の信頼を得て、安心できる地域医療の提供を目指していくことが必要です。</p> <p>また、救命率の向上に向けて、救急要請件数が増加する中、救急サービスの維持・向上を図るため、救急救命士のさらなる人員確保と、救急救命士の救急処置として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する処置範囲拡大に対応するため、より高度な救命処置が行える認定救急救命士の育成にも取り組みながら、救急救命活動の充実を図っていくことが必要です。</p> <p>保険医療制度の適切な運営においては、平成30年度からの国民健康保険の広域化(都道府県単位)に向けた動向を注視しながら、安定的かつ持続可能な保険制度を運営するため、今後も引き続き、特定健診の受診率の向上、ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等、医療費の抑制に向けた取り組みが必要とされます。</p>
-------------	---

■ 施策目標前期総括シート

目標	7	高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる
施策目標	7-1	地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
福祉部	地域福祉課
関係部	対象課
企画部	広報国際交流課
市民生活部	経済課・市民課
福祉部	地域福祉課
こども・健康部	地域福祉課、福祉センター、生涯学習課、障害福祉課、高齢介護課
管理部	子育て推進課、健康課、管理課

【A: 前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法改正及び障害者権利条約批准</li> <li>母子家庭の増加に伴い、ひとり親家庭への支援が拡大された。</li> <li>父子家庭が自立支援給付金事業の対象となった。(H25)</li> <li>父子福祉資金の創設(H26)</li> <li>高等学校授業料無償化制度に所得制限を設ける。(H26)</li> <li>兵庫県が実施する奨学給付金制度の創設(H26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)</li> <li>芦屋市障害者(若)福祉計画第5次中期計画(H21～H26)</li> <li>芦屋市第3期障害福祉計画(H24～H26)</li> <li>第5次戸屋すこやか長寿プラン21(H21～H23)及び第6次計画(H24～H26)</li> </ul>	肯定的意見	50.0%
		否定的意見	16.2%
		わからない	31.1%
		無回答	2.7%

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)	
前期5年の重点施策		取組の実施状況		データ	
重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	傾向
7-1-1 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	<p>市民主体による取組</p> <p>◇自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員会などへの協力・理解と積極的な参加</p> <p>◇地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加</p> <p>①自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体、保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題をより広い地域で解決するシステムの構築を行います。</p> <p>②できる限り住み慣れた地域で暮らす等のサービスが日常生活の場で適切に提供されるための地域の体制として地域包括ケアの構想を具体化していきます。</p> <p>③福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。</p> <p>④市立芦屋病院と連携し、福祉センター内に医療相談所を開設します。</p>	<p>①第2次芦屋市地域福祉計画の策定(H23～)し、地域福祉の推進を行った。</p> <p>①地域発信型ネットワークの改編(H24～)による相談・連携体制の強化を図った</p> <p>①改編されたネットワークに位置付けられた各会議体の構成員が連携し、地域課題の解決に向けた取組を行った。(H26～)</p> <p>②地域包括ケアの一部である地域密着型サービスの基盤整備を行った。(平成23年度2サービス、平成25年度2サービス、平成26年度3サービス)</p> <p>②地域ケア会議の仕組みづくりを平成25年度に行い、平成26年度から運用を開始した。</p> <p>②介護予防センターを拠点として、市内各所で介護予防教室を実施した。</p> <p>②高齢者生活支援センター主催で、介護保険関係者と医療関係者の関係づくりを行った。</p> <p>②サービス付き高齢者専用住宅整備。(H25)</p> <p>③福祉に関する様々な相談を必要に応じて専門機関につなぐ総合相談窓口を福祉センターに設置(H22～)</p> <p>④市立芦屋病院医療よろず相談については、平成23年度において週1回福祉センターで実施したが、利用実績が少なかつたため、平成24年4月に終了</p>	<p>①地域発信型ネットワーク会議参加者数(人)</p> <p>953</p> <p>653</p> <p>③総合相談窓口の相談件数(件)</p> <p>188</p> <p>412</p>	<p>× (悪化)</p> <p>○ (向上)</p>	
7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	<p>◇身近な施設等の利用</p> <p>①地域包括支援センターをはじめ、介護保険の地域密着型施設などに情報を集め、地域住民との交流会などを通じて地域に提供していきます。</p> <p>②点字版・音声版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。</p> <p>③福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及、啓発を行う様々な情報を発信します。</p> <p>④手話通訳者を窓口配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。</p>	<p>①高齢者生活支援センターでの相談に対応するため、各種情報を収集し、相談内容に応じて適切な連携先を選択できるような業務を行っており、地域の各種行事や会議等に参加し、情報提供を行った。また、地域密着型等の施設においても近隣住民も参加可能な行事等を通じて良好な関係づくりを行った</p> <p>②「広報あしや」等の点訳、音訳を行い、登録利用者へ配布(H23～)</p> <p>②ホームページのアクセシビリティ向上のための庁内研修の実施</p> <p>④手話通訳者を障害福祉窓口配置(H23～)し、聴覚等に障がいのある人の相談に対応している。また、市の主催行事等に手話通訳者を派遣し、様々な情報を提供している。</p>	<p>①高齢者生活支援センターでの新規相談者数(人)</p> <p>1,005</p> <p>1,254</p> <p>②相見障がい者における点字・声の広報登録者割合(%)</p> <p>17.9%</p> <p>16.5%</p> <p>④手話通訳者等の派遣回数(回)</p> <p>247</p> <p>186</p>	<p>○ (向上)</p> <p>△ (横ばい)</p> <p>× (悪化)</p>	

7-1-3 様々な制度やサービス連携させて、生活困窮者の自立を支援します。	①生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。	①福祉サービス利用援助事業実施に対して、社会福祉協議会へ補助金の交付による事業の維持・継続を図る。 ①権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化 ①成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者等に対する自立生活に向けた支援 ①年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金等を受給できない外国籍高齢者等に対し、本市と兵庫県が協力し、給付金を支給している。 ①生活保護課に相談担当ケースワーカー(再任用職員)を配置することにより、相談・申請受付を一元化(H25～) ①生活保護申請については、申請権の侵害と疑念を持たれることのない取り扱いを徹底し漏給を防止するとともに、収入額や資産の調査を徹底し漏給を防止した。 ①生活保護開始後は、それぞれのケースに応じて自立に向けた支援を行うこととしている。特に、就労支援については、ハローワークの協力により出張相談を定例化した。 ①就学奨励費の所得基準の引き上げ支給対象を拡大(H25) ①特別支援学級就学奨励費の実施(H24～)	①権利擁護支援センターの新規相談者数(件) 120 ①生活向上による保護廃止件数(件) 6 15 15	x (悪化) ○ (向上)
まとめ		取組の評価	結果の評価	
△ (一部実施)		△ (一部実施)		

A-5 施策目標の総括

総括結果	<p>「展開状況」一部実施(△) / 「結果」一部実施(△)</p> <p>地域における保健・医療・福祉の連携体制の確立では、「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を行いました。保健福祉センターに設置された総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしています。また、高齢者生活支援センター(介護保険法上では「地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「高齢者生活支援センター」と表記します。)による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりのほか、介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、地域発信型ネットワークの改編による相談・連携体制の強化を図るとともに、地域包括ケアの一部である*地域密着型サービス*の基盤整備を行いました。</p> <p>情報発信では、総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じて保健福祉事業の普及・啓発、広報あしや等の点訳・章訳、手話通訳者の窓口配置、行事等への派遣のほか、地域密着型等の施設においても近隣住民も参加可能な行事等を通じて積極的な情報発信を行いました。</p> <p>生活困窮者の自立支援では、権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者等に対する自立生活に向けた支援、労働講座などを実施しました。生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、それぞれのケースに応じて自立に向けた支援を行っています。</p> <p>地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各市区内での共有にとどまっているといった状況となっているなど、課題もあり、今後も、地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住む誰もが安心して暮らし続けることができるように、地域発信型ネットワークに位置付けられた会議等に、自治会等の地域活動を行っている市民やその団体とつながりのある市民等に広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知・啓発が必要と見込まれます。</p> <p>また、障がいのある人への情報伝達をはじめ、保健・医療・福祉に関する情報を必要に応じて入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です。</p> <p>生活困窮者など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と実際に適切な相談機関へのつながりについては周知・啓発が引き続き必要であり、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。</p>																				
☆	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括結果</th> <th>総括結果の★の意味</th> <th>展開状況</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆☆☆</td> <td>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</td> <td>全て実施(○)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆☆</td> <td>実施していない小項目があるが、結果は良好である</td> <td>一部実施(△)</td> <td>全て良好(○)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>全て実施(○)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> <tr> <td>☆</td> <td>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</td> <td>一部実施(△)</td> <td>悪化あり(△)</td> </tr> </tbody> </table>	総括結果	総括結果の★の意味	展開状況	結果	☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)	☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)	☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)	☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)
総括結果	総括結果の★の意味	展開状況	結果																		
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)																		
☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)																		
☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)																		
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)																		

■ 施策目標前期総括シート

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちづくりが進んでいる
施策目標	7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
福祉部	高齢介護課
関係部	取りまとめ課
福祉部	高齢介護課
社会教育部	地域福祉課、福祉センター、高齢介護課 公民館

【A：前期基本計画の総括】

A-1 前期基本計画の変化		A-2 関連計画の策定状況		A-3 市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
<p>①高齢者を地域ととを高めるため、地域ケアの推進役を担う「高齢者生活支援センター」の機能を強化します。</p> <p>②地域の様々な社会資源を活用し、地域発信型ネットワークの充実を図ります。</p> <p>③高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるように、地域密着型サービス施設を整備します。</p> <p>④判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択により活用したり、自立した日常生活を営むことができるように福祉サービス利用促進を図るとともに、成年後見制度についての普及、啓発を強化します。</p>		<p>・第6次芦屋すこやか長寿プラン21(H24～H26)</p> <p>・第7次芦屋すこやか長寿プラン21(H27～H29)</p> <p>・第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)</p>		<p>肯定的意見 54.8%</p> <p>否定的意見 15.4%</p> <p>わからない 28.1%</p> <p>無回答 1.8%</p>	

A-4 重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		
前期5年の重点施策		取組の実施状況		データ		
重点施策の名称	市民主体による取組	展開状況	指標(単位)	H22	H25	傾向
7-2-1 高齢者を地域ととを高めるため、地域ケアの推進役を担う「高齢者生活支援センター」の機能を強化します。	<p>◇地域ケア会議への積極的な参加</p> <p>◇地域密着型サービス運営推進会議への参加</p> <p>◇福祉ボランティア活動への理解と参加</p>	<p>①各包括支援センターに配置すべき3職種以外にスーパーバイザー、また基幹型業務担当を精進高齢者生活支援センターに配置し、機能強化を図った。</p> <p>②地域発信型ネットワークの活性化を図るため改編プロジェクトを発足(H25～)</p> <p>③地域ケア会議の仕組みづくり(H25)及び運用開始(H26～)</p> <p>④高齢者が地域で暮らし続けるために必要な「地域密着型サービス」の基盤整備を実施した。</p> <p>・地域密着型サービスの公募選定、開設状況 &lt;公募&gt;選定</p> <p>平成23年度 2サービス(小規模多機能居宅介護・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>平成24年度 2サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>平成25年度 2サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>&lt;サービス開始&gt;</p> <p>平成22年度 2サービス(小規模多機能居宅介護・地域密着型特定施設)</p> <p>平成23年度 2サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>平成24年度 2サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>平成25年度 2サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>「権利擁護支援者養成研修」を実施し、修了者に権利擁護支援人材バンクの登録を推奨。登録者の活動支援を行った。</p> <p>④権利擁護支援センターの周知・啓発のためのパンフレットを作成・配布(H23～)</p> <p>④成年後見制度利用支援事業の実施による高齢者の支援体制の強化</p>	<p>②地域発信型ネットワークに参加する住民数(人)</p> <p>863</p>	576	X (悪化)	
7-2-2 高齢者の生きがいを促進し、参加を呼びかけます。	<p>①高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を引き続き行い、スムーズに降車できるようにICシステムを導入することとした。</p> <p>①老人クラブでは、健康ウォークラリーや演習発表会などのイベントを行い、高齢者の活動の促進を行っている。</p> <p>②芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院(毎年実施。平成24年度から従来、市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更)</p>	<p>④権利擁護支援者養成研修の参加者数(人)</p> <p>42</p>	18	X (悪化)		
7-2-2 高齢者の生きがいを促進し、参加を呼びかけます。	<p>①高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を引き続き行い、スムーズに降車できるようにICシステムを導入することとした。</p> <p>①老人クラブでは、健康ウォークラリーや演習発表会などのイベントを行い、高齢者の活動の促進を行っている。</p> <p>②芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院(毎年実施。平成24年度から従来、市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更)</p>	<p>④権利擁護支援者養成研修の参加者数(人)</p> <p>26.2</p>	61.1	O (向上)		
7-2-2 高齢者の生きがいを促進し、参加を呼びかけます。	<p>①高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を引き続き行い、スムーズに降車できるようにICシステムを導入することとした。</p> <p>①老人クラブでは、健康ウォークラリーや演習発表会などのイベントを行い、高齢者の活動の促進を行っている。</p> <p>②芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院(毎年実施。平成24年度から従来、市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更)</p>	<p>①老人クラブ委員会数(人)</p> <p>3,322</p>	3,050	X (悪化)		
7-2-2 高齢者の生きがいを促進し、参加を呼びかけます。	<p>①老人クラブでは、健康ウォークラリーや演習発表会などのイベントを行い、高齢者の活動の促進を行っている。</p> <p>②芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院(毎年実施。平成24年度から従来、市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更)</p>	<p>①老人福祉会館利用者数(人)</p> <p>25,793</p>	28,760	O (向上)		
7-2-2 高齢者の生きがいを促進し、参加を呼びかけます。	<p>①老人クラブでは、健康ウォークラリーや演習発表会などのイベントを行い、高齢者の活動の促進を行っている。</p> <p>②芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院(毎年実施。平成24年度から従来、市直営実施であった事業を民間事業者への委託に変更)</p>	<p>②芦屋川カレッジ受講者数(人)</p> <p>90</p>	108	O (向上)		

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせる環境づくりをより一層充実させます。②シルバークルセンターを、積極的に最大限活用していきます。	①高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境づくりをより一層充実させます。②シルバークルセンターを、積極的に最大限活用していきます。	①②高齢者の経験や知識等を地域で生かせるようにシルバークルセンターと共同で事業の企画を行い、就労機会の支援を行った。	○(全て実施)	②シルバークルセンターの就業延人数(人)	77,554	101,244	○(向上)
7-2-4 総合的な介護予防を推進します。	①介護予防事業の充実を図り、高齢者が継続的に介護予防に取り組みやすいよう自主グループの促進や高齢者生活支援センターの支援体制を強化します。②介護予防事業への参加を促進するため、利用しやすい環境づくりと介護予防の必要性の普及、啓発に努めます。	①平成22年7月保健福祉センター内に介護予防センター開設。市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供した。また、水浴訓練室でも介護予防事業を実施。②市内各所で高齢者生活支援センターが介護予防事業を実施。	○(全て実施)	①②介護認定率(%)	17.8	18.5	△(横ばい)
まとめ			△(一部実施)	結果の評価			△(悪化あり)

A-5 施策目標の総括

総括結果	総括コメント						
総括結果	<p>【展開状況】一部実施(△)／【結果】悪化あり(△)</p> <p>高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは、各高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。また、権利擁護支援センターにおいて市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、権利擁護支援センターの周知・啓発を行いました。</p> <p>高齢者の生きがいづくりでは、高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行うほか、老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行い、公民館では、生涯学習の取組として芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。</p> <p>就労機会の拡充では、高齢者の経験や知識等を地域で生かせるようにシルバークルセンターと共同で事業の企画を実施し、シルバークルセンターの就労者数の増加につながりました。</p> <p>介護予防では、保健福祉センター内の介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供し、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。</p> <p>さらなる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組めるような環境づくりが必要となります。また、元氣な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域の中での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりに貢献できる仕組みをつくっていくことが必要です。</p>						
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	総括結果の☆の意味	展開状況	結果	☆☆☆	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である				☆☆	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる				☆☆	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる				☆	一部実施(△)	悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	7	高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる
施策目標	7-3	障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

施策取りまとめ部	福祉部	施策取りまとめ課
関係部	市民生活部	障害福祉課
関係部	市民生活部	障害福祉課
関係部	こども・健康部	経済課
関係部	学校教育部	地域福祉課、福祉センター、障害福祉課
関係部	社会教育部	子育て推進課
関係部	公民館	学校教育課
関係部		スポーツ推進課、公民館

【A: 前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.9実施)		
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果		
インクルーティブ教育システム構築(H25～)	・ 芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画(H21～H26)	肯定的意見	31.1%	否定的意見	わからない	無回答
障害者基本法改正	・ 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画(H27～H32)					
障害者権利条約批准	・ 芦屋市第3期障害福祉計画(H24～H26)			16.6%	49.8%	2.5%
生活困窮者自立支援法施行(H27～)	・ 芦屋市第4期障害福祉計画(H27～H29)					

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
	小項目	市民主体による取組	展開状況	指標(単位)	H22	H25	
7-3-1 障がいの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	① 学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。 ② 当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。	◇ 障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加	① 特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担当者を対象とした小中研修会を開催した。 ① 幼稚園教員を対象とした幼稚園研修会を開催した。 ① 小学校4年生を対象に障がい理解のための啓発冊子を活用した授業を実施している。 ① 手話通訳者を市立小中学校に派遣し聴覚障がいの正しい理解のため福祉学習を行っている。 ② 芦屋市障がい者団体4団体について、補助金を交付し運営支援を行っている(H23～) ③ 障がい者スポーツ事業を実施 ④ 障がい者スポーツ指導者協議会を設立し、保健福祉センター内で障がいのある人とのスポーツ交流ひろばを実施し、障がいへの理解を促進している。	① 障がい理解のための啓発冊子の活用率(%) ① 市立小中学校における福祉学習の実施回数(回)	100 2	100 6	△ (横ばい)  ○ (向上)
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	① 権利擁護も含めた全ての相談に対応できるような体制の充実を図ります。		① 権利侵害を受けている障がいのある人の相談から支援までを一元的に担う権利擁護支援センター事業の実施。(H23～) ① 障がいのある人が様々な相談を行えるよう、障がい者相談支援事業を実施。(H23～) ① 障がいのある人等の地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図っている。(H26～)	① 権利擁護支援センターにおいて障がいのある人の相談者数(人) ① 相談支援事業所数(箇所)	250 4	727 4	○ (向上)  △ (横ばい)
7-3-3 障がい福祉サービスを提供基盤の整備を進めます。	① 障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。 ② 発達に課題のある子どもにも早期に適切な療育及び訓練等を提供します。	① 障がいのある人に必要な障がい福祉サービスを提供している。(H23～) ① 障がいのある人の自立した日常生活等を営むことができるよう、みどり地域生活支援センターを設置し障がい福祉サービスを提供している。(H23～) ② 障がい児等に対し、療育支援相談及び機能訓練を実施している。(H23～) ② 芦屋市立すすく学級の運営・充実 定員を20名から30名に増員(H24～) ② 障害児通所給付費の支給。(H24～) ② 特別支援教育センターでの相談事業。 ② 学校園への支援員等の配置。 ② 専門指導員の巡回指導。	① 障がい福祉サービス利用延人数(人) ② 芦屋市立すすく学級の利用者数(人) ② 特別支援教育センター教育相談業務件数(件)	5,918 26 119	8,720 27 194	○ (向上)  ○ (向上)  ○ (向上)	



7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。	①就労に関する相談事業を拡充します。 ②就労の場を提供します。 ③特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を市の施設に受け入れます。	①保健福祉センター内に就労支援員を常勤で配置し、就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労支援の充実を図っている。(H24～) ②芦屋市障害者雇用奨励金の交付。 ③芦屋市障害者雇用奨励金の交付について、ホームページで周知を行った。 ④市役所において、障がいのある人の短期雇用(チャレンジ雇用)を実施している。(H25～) ⑤市役所等を、障がい者作業所等がつくる授産品の販売場所として提供している。 ⑥保健福祉センター館内の清掃作業において障がいのある人の雇用の場を提供している。(H22.7～) ⑦特別支援学校在校生を実習生として受け入れている。(H23～)	○ (全て実施)	①②チャレンジ雇用任用延月数(月) 0	6	○ (向上)
	まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価		○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	☆☆☆	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆	☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

総括コメント

【展開状況】全て実施(○)／【結果】全て良好(○)

障がいへの普及啓発では、広報紙やホームページ等の活用や市立小中学校での福祉学習、教職員への研修を実施するほか、芦屋市障がい4団体について、補助金を交付し運営支援を行っています。

相談体制の充実では、障がいのある人の地域の相談支援センターとして、障がい者基幹相談支援センターを設置し、また権利侵害を受けている人の相談から支援までを一元的に担う権利擁護支援センター事業を実施しています。

障がい福祉サービスの提供基盤の整備では、みどり地域生活支援センターでのサービス提供、障がい児等への療育支援相談及び機能訓練、芦屋市立すくすく学級の運営など、障がいのある人に必要なサービスを提供しています。また、学校園では、特別支援教育センターでの相談事業、支援員等の配置、専門指導員の巡回指導を実施し、きめ細やかな対応を行っています。

就労機会の支援では、芦屋市障害者雇用奨励金の交付及び周知を行うほか、市役所における障がいのある人の短期雇用(チャレンジ雇用)、保健福祉センター館内清掃作業での雇用の創出、特別支援学校在校生の実習生受入などを実施しています。

これまでも障がいへの理解を深めるため、普及啓発を行っています。依然として障がいへの理解は進んでいるとは言えず、子どもから大人まで、様々な教育の場や交流活動を通じて障がい理解を深めていくことが必要です。また、相談件数が増加傾向にあるものの、相談内容等が困難化・複雑化しており、相談員の育成や、障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関が連携を深め相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、今後も障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、またグループホーム等の生活の自立を目指したサービスの利用意向も多いため、障がいのある人が必要なサービスを受けられることができるように、障がい福祉サービス等提供事業所等と連携しながら、障がい福祉サービス等の基盤整備・充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります。

また、就労支援の取組においても、就労場所の大きな増加には至っておらず、障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就業・生活支援センターや関係機関等とも連携しながら一般就労の機会の拡大やチャレンジ雇用の充実を図ることが必要です。

■施策目標前期総括シート

目標	8	一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている
施策目標	8-1	市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

実施取りまとめ部	実施取りまとめ部
市民生活部	経済課
関係部	対象課
都市建設部	経済課
学校教育部	防災安全課
	学校教育課

【A:前期基本計画の総括】

A-1 前期条件の変化

A-3 市民アンケート調査(H27.3実施)

前期計画策定以降(H23~)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果		
・消費者教育推進法の施行	・消費者教育基本計画の策定(予定)	肯定的意見	否定的意見	わからない
		60.8%	11.4%	24.9%
				無回答
				2.9%

A-4 重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	展開状況	取組結果 (Check)		傾向	
	重点施策	市民主体による取組			指標(単位)	H22		H25
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓蒙に努めます。	①学校での安全教育や、防犯活動を行う関係団体、地域活動などを通じた啓発活動によって、市民が自分自身の身を守るための防犯意識の向上を図ります。	◇身近な犯罪情報を知ること。	①防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施 ①「安全・安心なまちなまち」の実現に向けて、防火対策等の様々な対策を記載した「安全・安心ガイドブック」を市内全戸に配布 ①地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業で、警察OBをスクワールカード・リーダーとして配置し、通学路での見守り/トローレルに関わる保護者や地域のボランティアへの指導・支援を行うこととで、各小学校区における子ども見守り体制の整備・充実を図った。 ①児童がいじめ、誘拐、虐待などの様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」であるCAP講習会を全小学校3年生が受講。 ①愛護協会、まちづくり防犯グループ、自治会などの地域団体と連携をとり、登下校の見守り。	○ (全て実施)	①街頭防犯啓発活動(回)	9	10	○ (向上)
8-1-2 消費生活に関わる情報を分かりやすく提供し、相談業務の充実を図ります。	①消費生活センターにおける情報提供を充実します。 ②弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。 ③地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を実施します。 ④学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。	①子どもから大人まで消費生活について学んでもらうことを目的とした「あしや消費者フェア」の実施(H23~) ①コープこうべと協定を結び弁当の配達時に啓発チラシを配布 ②消費生活相談員がより複雑化・行動化した案件に対し弁護士と連携し法的観点から助言してもらっている。(消費相談窓口の高度化) ③「振り込め詐欺について」など身近に迫っている消費者トラブルについて集会所出前講座の実施 ④小学校3、4年生では、社会科の授業で、生産や販売の仕事の特色やそれらの仕事に携わる人々の工夫等を学ぶ学習を実施 ④中学校では、社会科の公民的分野の「私たちが経済」という単元で身近な消費生活を中心に経済活動の意義や価格の動き等、市場経済の基本的な考え方について学ぶ学習を実施 ④中学校の家庭科の授業においても、「トラブルの解消」をテーマとした学習を実施 ④消費生活センターで、小中学校の授業で使用できる啓発DVDや消費者教育教材の提供を行った。	①消費生活相談の実施 ①子どもから大人まで消費生活について学んでもらうことを目的とした「あしや消費者フェア」の実施(H23~) ①コープこうべと協定を結び弁当の配達時に啓発チラシを配布 ②消費生活相談員がより複雑化・行動化した案件に対し弁護士と連携し法的観点から助言してもらっている。(消費相談窓口の高度化) ③「振り込め詐欺について」など身近に迫っている消費者トラブルについて集会所出前講座の実施 ④小学校3、4年生では、社会科の授業で、生産や販売の仕事の特色やそれらの仕事に携わる人々の工夫等を学ぶ学習を実施 ④中学校では、社会科の公民的分野の「私たちが経済」という単元で身近な消費生活を中心に経済活動の意義や価格の動き等、市場経済の基本的な考え方について学ぶ学習を実施 ④中学校の家庭科の授業においても、「トラブルの解消」をテーマとした学習を実施 ④消費生活センターで、小中学校の授業で使用できる啓発DVDや消費者教育教材の提供を行った。	○ (全て実施)	①消費者フェアの参加者数(人)	-	50	○ (向上)
				○ (全て実施)	③集会所出前講座の参加者数(人)	-	18	○ (向上)
まとめ				○ (全て実施)				○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント		
☆☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆	[展開状況]全て実施(O)／[結果]全て良好(O)	[総括結果の文の意味] 全ての小項目を実施しており、結果も良好である 実施していない小項目があるが、結果は良好である 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる 実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	[結果] 全て良好(O) 全て良好(O) 悪化あり(△) 悪化あり(△) 悪化あり(△)	
				<p>犯罪から身を守る方法の周知・啓発では、防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施するほか、「安全・安心が이드ブック」を発行しました。学校では、全小学校3年生を対象に、児童がいじめ、誘拐、虐待などの様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」であるCAP講習会を実施しました。</p> <p>消費生活の情報提供や相談では、「振り込め詐欺」についてなどの集会所出前講座のほか、コープこうべとの協定による啓発チラシを配布、消費生活フェア、消費生活相談の実施に取り組みました。特に消費生活相談では、相談内容の高度化、複雑化に対応するため、弁護士との連携を図りました。学校では、小学校3、4年生が、社会科の授業で、生産や販売の特色や、それらの仕事に携わる人々の工夫等を学習するほか、中学校では、社会科で、身近な消費生活を中心に、市場経済の基本的な考え方についての学習を行うとともに、家庭科において「トラブルの解消」をテーマにした学習を行うなど、消費生活に係る学習を系統的、横断的に行っています。</p> <p>街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については約半分にまで減っていますが、さらなる減少に向けて、市民が防犯意識と犯罪予防の知識を持ち、適切な行動を実践できるように、防犯協会等と連携しながら、犯罪から身を守る方法の周知・啓発等に取り組むことが必要です。また、インターネットサービスが幅広い世代において簡単に使えるようになり、各種トラブルが多発していることから、消費者自らが被害を未然に防ぐことができる知識等を習得できるような情報提供、各種相談や教育活動などの充実が必要です。</p>

■ 施策目標前期総括シート

目標	8	一人一人の意識やまちの雰囲気等が暮らしの安全を支えている
施策目標	8-2	犯罪が起きにくいまちになっている

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果	
・平成26年12月に兵庫県薬物の濫用の防止に関する条例が施行される。		肯定的意見	66.4%
		否定的意見	14.2%
		わからない	17.0%
		無回答	2.3%

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	防災安全課
関係部	取りまとめ課
企画部	市長室
福祉部	地域福祉課
都市建設部	道路課、防災安全課
社会教育部	青少年愛護センター

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	H22	H25	
8-2-1 犯罪を防ぐため の活動を促進しま す。	①犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。 ②地域における自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。	◇地域を自分たちで守っていく活動への参加	①青少年に対する取組として、有害環境の浄化活動(白ポストの設置等)や青少年への相談・指導を行っている。 ②社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、犯罪防止や犯罪を犯した人の立ち直りを助ける啓発を行っている。 ③愛護委員の活動に伴う広報活動(班ニュース、愛護だより等の発行) ④まちづくり防犯グループ活動に活動経費の補助金の交付を行った。 ⑤情報交換の場として、まちづくり防犯グループ連絡会・理事会の開催・運営等の支援を行った。	○(全て実施)	3,215	2,692	△ (横ばい)
8-2-2 夜間でも安心して 市内を通行できる ようにします。	①まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関する実態を把握し、対応についても地域と協議していきます。 ②公益灯の補修、新設、容量変更による照度アップなどを継続して実施し、夜間通行不安箇所の減少を目指します。	◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動	①まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、夜間通行不安箇所に関する実態の把握 ②公益灯の補修、新設、容量変更をする際に、公益灯のLED化 ③①川に基づき公益灯の新設、容量アップ	○(全て実施)	0.3	1.9	○ (向上)
	まとめ				221	291	○ (向上)
							○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の人の意味	展開状況	結果
☆☆☆	【展開状況】全て実施(○)／【結果】全て良好(○) 防犯活動の促進では、青色回転灯防犯パトロール車による下校時のパトロール、警察によるパトロール、愛護協会、まちづくり防犯グループ、自治会などの地域団体との連携による登下校の見守り、スクールガードリーダーによる小学校区毎の通学路での見守り等を実施するほか、有害環境の浄化活動(白ポストの設置等)や青少年への相談・指導を行いました。また、愛護委員の活動に伴う広報活動(班ニュース、愛護だより等の発行)のほか、社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、広報、啓発を行いました。 夜間でも安心して通行できる取組では、まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、必要な場所には、公益灯の新設、照度アップの対応を実施するとともに、LED(発光ダイオード)化を実施しました。 まちづくり防犯グループメンバーの子どもの見守り活動や夜間の見守り活動等が、下校時の児童が犯罪に巻き込まれることを抑制するなど、街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の半減に少なからず寄与していると考えます。しかし、一方では、まちづくり防犯グループの高齢化や人員の確保が難しい状況となっており、まちづくり防犯グループと協議を進めながら、グループの活性化を図り、見守り活動等の充実を目指す必要があります。 また、生活安全推進連絡会や芦屋警察署協議会等を通じて、警察とは定期的には情報交換は行っていますが、その情報を十分生かすまでには至っておらず、今後はその情報を生かす取り組みを行う必要があります。	☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆ ☆	全て小項目を実施しており、結果も良好である 実施していない項目があるが、結果は良好である 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる 実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	全て良好(○) 全て良好(○) 全て良好(△) 悪化あり(△) 悪化あり(△)



■ 施策目標前期総括シート

目標	9	まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-1	家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	防災安全課
関係部	取りまとめ課
企画部	政策推進課
福祉部	生活支援課
都市建設部	防災安全課
消防本部	総務課、警防課、警防課(通信装備担当)、予防課
学校教育部	学校教育課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の発生</li> <li>消防団員の被雇用者割合が高くなってきている。</li> </ul>		肯定的意見	55.9%
課題別計画の策定状況		否定的意見	15.7%
<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市地域防災計画・水防計画(毎年更新)</li> </ul>		わからない	26.0%
		無回答	2.4%

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況		ターゲット		
重点施策の名称	前期5年の重点施策	市民主体による取組	展開状況	H22	H25	
9-1-1 災害時に地域の 人たちが自主的 に行動できるため の活動を促進しま す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民一人一人の防災意識を高め るための周知、啓発に努めます。</li> <li>②災害時に様々な伝達手段を活用 し、正確な情報を発信します。</li> <li>③防災訓練の実施などにより、災害 時に備えます。</li> <li>④災害時に要援護者を地域の人た ちで支援できる仕組みづくりを進めま す。</li> <li>⑤災害の経験や訓練を風化させるこ となく次の世代へ語り継ぐ活動を促 進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時に近くで気が付いた危険 情報を行政へ連絡</li> <li>◇防災訓練など地域における防災 活動への積極的な参加</li> <li>◇住宅用火災警報器の設置</li> </ul>	<p>△ (一部実施)</p>	1,148	1,020	△ (横ばい)
				98.2	85.1	x (悪化)
				2,701	6,191	○ (向上)
				0	2,894	○ (向上)

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	①統合型発信地表示システムの導入などにより、現場到着時間の短縮を目指します。 ②消防車両の更新や救急救命士の育成、消防団との連携強化などにより、総合的な消防体制の強化を図ります。	◇的確な119番通報 ◇消防団への入団	①ホームページ、広報あしやを通じて早く正確な通報ができるよう啓発実施。 ②消防用自動車購入事業 救助工作車Ⅲ型・水槽付消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車・活動支援車・連絡車(軽四輪)・高規格救急車・非常用救急車等更新・導入 ③消防団との連携訓練を含めた各種訓練を実施し、消防体制の強化 ④防火・防災・応急手当等の普及啓発 ⑤平成25年度に消防救急デジタル無線設備を整備、平成26年4月1日から運用開始 ⑥ケーブリングテレビ、広報あしや及び各種イベント会場での消防団入団募集を実施。	△ (一部実施)	②消防団員数 (人) 101	105	△ (横ばい)
9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。	①地域防災計画の毎年の更新は、最新の災害対応への考え方を取り入れながら行います。 ②災害時相互応援協定を強化するため、広域的な連携を推進します。 ③市民ニーズを取り入れた備蓄食料・備蓄物資の充実を図ります。	まとめ	①地域防災計画をより実効性の高い計画へ毎年見直し、平成25年度には、兵庫県「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定」を踏まえ、職員行動マニュアルの作成等を実施。 ②災害時における相互応援協定締結への連携強化を行った。 ③計画的にアレルギー対応食品や子ども向け非常食等の備蓄をを行った。 ④平成25年度にガスバフ一発電機や簡易担架を防災倉庫に配備を行った。	○ (全て実施)	②消防時における相互応援協定数(件) 30	34	○ (向上)
まとめ			取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価		△ (悪化あり)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の★の意味	展開状況	結果
★	【展開状況】一部実施(△)／結果「悪化あり(△)」 災害時に自主的に行動できるための活動の促進では、「防災ガイドブック」の全戸配布や国道43号以南の地域住民4万人を対象とする津波避難訓練を実施するほか、民生委員・児童委員の協力などにより、高齢者、障がいのある人の緊急・災害時要援護者台帳を整備しました。また、「1.17祈りと誓い」や学校園での防災学習や避難訓練に取り組みました。設備面では、防災行政無線について、平成24年度に7か所を増設しました。 日常的な災害に迅速に対応できる体制の充実では、統合型発信地表示システムの導入などにより、119番通報を受けてから出動するまでの時間を短縮しました。消防体制の強化では、デジタル波の無線設備を整備し、大規模災害時だけでなく日常的な災害時を含めた通信体制を充実させました。 大規模な災害に対応できる体制の充実では、災害時における相互応援協定を締結など他団体との連携を強化するとともに、「芦屋市地域防災計画」を毎年更新しています。備蓄物資として、アレルギー対応食品の導入や子ども向け非常食の導入等も実施しました。 今後、南海トラフによる津波等の災害に備えて、災害時要援護者の避難支援の体制づくりなど、地域住民が一体となって防災へ取り組める基盤作りが必要です。また、市民が日常的な災害に適切に対応できるように啓発などを行うことや、消防団員など消防体制の強化が必要で、さらに、大規模自然災害のリスク等に対応するため、地域や事業者と連携・協力しながら、総合的に推進できる防災・減災体制を構築していくことが必要です。 また、「兵庫県国土強靱化地域計画」が策定されれば、それを踏まえた「芦屋市国土強靱化地域計画」も策定し、本市の脆弱性等の調査・検討を重ねながら、実施可能な施策について、計画的に取り組んでいきます。	★☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である ★★★ 実施していない項目が少なく、結果は良好である ☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる ★ 実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○) 一部実施(△) 全て実施(○) 一部実施(△)	全て良好(○) 全て良好(○) 悪化あり(△) 悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	9	まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-2	災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	建築指導課
関係部	対象課
都市建設部	防災安全課
都市建設部	建築指導課、建築課、住宅課
上下水道部	水道工務課、下水道課、下水処理場
消防本部	予防課
	総務課、予防課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本震災の発生</li> <li>平成25年5月に耐震改修促進法の改正があり、大規模建築物等の所有者に耐震診断結果報告の義務化等が定められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市耐震改修促進計画(H20～H27)</li> <li>芦屋市下水道中期ビジョン(H23～H32)</li> <li>芦屋市公共下水道事業計画(～H28)</li> </ul>	肯定的意見 50.7% 否定的意見 18.4% わからない 27.9%	無回答 3.0%

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期5年の重点施策		取組結果 (Check)		傾向
	前期基本計画の内容 (Plan)	市民主体による取組	展開状況	指標 (単位)	
9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進します。	①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について自治体等を通じて広く市民に周知することや、耐震の必要性を理解してもらう工夫を行いながら住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。	市民主体による取組 ◇建築物の耐震診断や耐震改修 ◇フェニックス共済への加入	取組の実施状況 ①広報あしやや新聞折り込み、自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について周知している。また、耐震の必要性を理解してもらうために、NPO法人との共催で市民フォーラムを実施している。 ①フェニックス共済加入促進の啓発	H22 6 H25 9	○ (向上)
9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	①既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきま す。 ②市有建築物について順次耐震化を進めます。 ③上・下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。 ④浸水被害の軽減に努めます。 ⑤地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実を図ります。		取組の実施状況 ①防災倉庫及び防災資機材の整備 ①防災行政無線を7基増設(H25) ①「防災ボックス(地震解説装置)」を津波一時避難施設となる小・中学校に設置し、夜間・休日等における校舎内への避難対策を実施(H26) ②市有の特定建築物の耐震化については、学校、病院、福祉施設について耐震改修工事を終了している。 市営住宅については88.6%の耐震化が完了しており、残っている建物は今後建替え等により撤去予定のものである。 その他特定建築物の耐震化は80%で、残っている建築物は環境処理センターの旧炉棟、下水処理場、ポンプ場と、解体予定の旧消防庁舎となっている。 ③下水老朽管の改築・更新を継続実施しているが、耐震化計画を策定していないので、耐震化の適否は不明となっている。 ③上水道施設については、水道施設整備計画(H18～H41)に沿って施設整備を推進しており、耐震継手管による老朽管の更新を進めている。 ④浸水被害対策として、街路樹の浸透化(H23～)及び雨水貯留施設設置助成事業(H24～)を実施。 ④下水処理場設備の整備を行うことにより設備の能力を維持し、浸水対策に努めた。 ⑤地震時を想定した近隣市との緊急連絡管や耐震性貯水槽の保守点検ならびに操作訓練を定期的に変更した。また、風水害・豪雨に対する水源の選択取水に関する操作についてマニュアルの充実を図った。	H22 40 H25 41	○ (向上)
			取組の実施状況 ○ (全て実施)	②市有特定建築物の耐震化率(%) 87.9 91.6	○ (向上)
			取組の実施状況 ○ (全て実施)	③水道管路の耐震化率(%) 30.6 34.8	○ (向上)
まとめ			取組の評価	結果の評価	△ (悪化あり)



A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント		
☆☆	<p>〔展開状況〕全て実施(○)／〔結果〕悪化あり(△)</p> <p>住宅などの防災・減災機能の向上促進では、フェニックス共済加入促進の啓発のほか、広報あしや、新聞折り込み及び自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の促進の支援策についての周知を行いました。</p> <p>建物や施設の防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、防災倉庫及び防災資機材の整備のほか、市有の建築物について計画的に耐震化を実施し、プラント系の建築物を除けば、防災倉庫及び防災資機材の整備は終了に向かっていきます。</p> <p>今後は、改定後の「芦屋市耐震改修促進計画」における新たな支援策等を活用することから、住宅の耐震化の半数以上はマンションの耐震化であるとも言えるため、マンション管理組合等に対して改修及び建替え等に関する有効な情報提供を行うことや意向調査の実施など住宅政策と一体的な取組をすることで、耐震化を促進していくことが必要です。また、地震による公共建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体を保護するため、小規模な建築物についても耐震改修等を行っていくとともに、非構造部材の耐震化も進めていくことが必要です。さらに、災害等による被害の軽減及び防災力の向上を図るため、上下水道などのライフラインの防災・減災機能の充実により災害に強いまちづくりをさらに進めていくことが必要です。</p>	<p>総括結果の次の意味</p> <p>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>実施していない小項目があるが、結果は良好である</p> <p>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる</p>	<p>展開状況</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p>	<p>結果</p> <p>全て良好(○)</p> <p>全て良好(○)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>

■ 施策目標前期総括シート

目標	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	公園緑地課
関係部	対象課
市民生活部	経済課、環境課
都市建設部	公園緑地課、防災安全課
都市建設部	都市計画課
上下水道部	下水道課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況
前期5年の重点施策	調査結果
小項目	
肯定的意見	78.4%
否定的意見	7.1%
わからない	12.1%
無回答	2.4%

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
重点施策の名称	市民主体による取組	取組の実施状況	指標(単位)	H22	H25	
10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守ります。	◇オープンガーデンへの参加 ◇花と緑のコンクールへの応募 ◇地域での花壇活動への参加 ◇保護樹、保護樹林指定への協力	①畑の庭の公開を通じて、花の輪を広げていくことを目的としたオープンガーデンの参加者が毎年増加している。学校園では、子どもたちの学習の場としてふさわしく、心やすらぎ環境となるよう緑化に努めている。 ①花と緑のコンクールの参加者は、30件前後で推移している。 ②地域の花壇活動は、新規・廃止により、横ばいで推移している。 ③寄附採納による公園整備及び公共施設等の公共スペースの緑化を行っている。 ④街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、南芦屋浜地区においては「水と緑のネットワーク」による連続性のある公園・緑地の整備を行った。 ⑤緑ゆたかな環境を確保するため、緑化基準を盛り込んだ「緑の保全地区」を平成23年度に3地区追加した。(届出書の受付処理 平成23年度54件、平成24年度50件、平成25年度49件)	①オープンガーデン参加者数(人) ②地域の花壇活動参加団体数(団体)	73	81	○ (向上)
10-1-2 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。	①芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川として、宮川は多自然型の川を旨し、人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めていきます。 ②山の自然と親しめる環境を保全します。	①芦屋川、宮川の除草・清掃を継続実施。県に対しては予算の増額要望を行っている。 ②芦屋観光協会と連携し、自然と親しむことを目的としたあしや山まつりを実施している。 ③「芦屋市環境づくり推進会議」が主体となり、生きものの観察会等を実施し、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布することにより、川や山の自然への関心や興味の向上を図っている。	②あしや山まつり参加者数(人)	1,100	950	× (悪化)
まとめ		取組の評価		結果の評価		△ (悪化あり)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の★の意味	展開状況	結果
☆	<p>〔展開状況〕一部実施(△)／〔結果〕悪化あり(△)</p> <p>まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てる取組では、オーブンガーデン、花と緑のコンクールなどを実施していますが、オーブンガーデンの参加者は毎年増加しているもの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。</p> <p>また、街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園・緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。「緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いました。新たな保護樹の指定には至りませんでした。</p> <p>安全に芦屋の自然と親しむことができる環境の保全では、県に訴えて芦屋川、宮川の保全に係る要望を行うほか、芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。また、芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会等を実施し、その活動記録を冊子にまとめ市民に配布することにより、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。</p> <p>今後も、「芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、花壇活動参加団体を増やす取組とともに緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな保護樹の指定が可能かどうかも含め新たな景観施策の取組を検討する必要があります。</p> <p>また、市民が生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむことにより、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。</p>	<p>総括結果の★の意味</p> <p>☆☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>☆☆☆ 実施していない項目があるが、結果は良好である</p> <p>☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>☆ 実施していない項目が残り、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>展開状況</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p>	<p>結果</p> <p>全て良好(○)</p> <p>全て良好(○)</p> <p>全て良好(△)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>

■ 施策目標前期総括シート

目標	10	花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-2	建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋市景観形成基本計画(H8)</li> <li>・ 芦屋市景観計画(H26)</li> <li>・ 芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32)</li> </ul>		肯定的意見	76.3%	否定的意見	12.1%
		肯定的意見	76.3%	否定的意見	12.1%
				わからない	9.5%
					2.2%

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	都市計画課
関係部	対象課
都市建設部	都市計画課、建築指導課

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)	
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況		データ	
前期5年の重点施策		市民主体による取組		H22	H25
小項目		市民主体による取組			
10-2-1	①芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。 ②景観行政団体となり、芦屋市屋外広告物条例を策定し、広告物も含めた総合的な景観行政を行います。 ③地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため、地区計画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇景観地区についての理解と協力</li> <li>◇景観計画策定への協力</li> <li>◇住宅等の生垣や石積み等の保全</li> <li>◇住宅等の道路との敷き際の花木の植栽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 芦屋川特別景観地区の指定 (H24.4)</li> <li>② 景観行政団体へ移行 (H26.4)</li> <li>② 独自の屋外広告物条例を検討 (H27年度中策定予定)</li> <li>② 市内主要箇所における屋外広告物の現況調査実施 (H26)</li> <li>③ 屋外広告物条例原案策定委員会を立ち上げ計5回開催 (H26)</li> <li>③ 船戸町地区地区計画を決定 (H23.4)</li> <li>③ 三条南町地区地区計画を決定 (H23.6)</li> <li>③ 西芦屋町地区地区計画を決定 (H23.9)</li> <li>③ 浜風町1街区地区地区計画を決定 (H24.7)</li> <li>③ 親王塚町地区地区計画を決定 (H26.12)</li> </ul>	148	165
まとも		取組の評価		結果の評価	
		△ (一部実施)		○ (全て良好)	

A-⑤施策目標の総括		総括コメント	
総括結果	☆☆☆	総括結果のその意味	結果
☆☆☆	景観誘導施策の推進では、市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定したほか、地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに地区計画を決定しました。平成26年4月からの景観行政団体移行に伴い、「芦屋市景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例を制定します。	総括結果のその意味	結果
☆☆☆	今後、さらに、市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の特長を活かした、市全体における景観施策の充実に取り組みむことが必要です。	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て良好 (○)
☆☆☆		実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施 (△)
☆☆☆		小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施 (○)
☆☆☆		実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施 (△)



■ 施策目標前期総括シート

目標	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

【A：前期基本計画の総括】

施策取りまとめ部	施策取りまとめ部
市民生活部	環境課
関係部	対象課
市民生活部	環境課、収集事業課、環境施設課
都市建設部	都市計画課、都市整備課
上下水道部	下水道課、下水処理場
学校教育部	学校教育課

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	取組結果 (Check) 調査結果	傾向								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの使用の合理化に関する法律が改正された。</li> <li>・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告で、人間活動が及ぼす温暖化への影響について、95%以上の「可能性が極めて高い」という評価がされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次芦屋市環境計画(H17～H26)</li> <li>・第3次芦屋市環境計画(H27～H36)</li> <li>・芦屋市一般廃棄物処理基本計画(H23～H32)</li> <li>・芦屋市一般廃棄物処理実施計画(H26)</li> <li>・第3次環境保全率先実行計画(H23～H27)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>肯定的意見</th> <th>否定的意見</th> <th>わからない</th> <th>無回答</th> </tr> <tr> <td>69.1%</td> <td>11.6%</td> <td>16.5%</td> <td>2.8%</td> </tr> </table>	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答	69.1%	11.6%	16.5%	2.8%	
肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答								
69.1%	11.6%	16.5%	2.8%								

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)	取組の実施状況 (Do)	取組結果 (Check)	傾向									
<p>前期5年の重点施策</p> <p>小項目</p> <p>11-1-1 ①住宅用太陽光発電など、省エネルギーやリサイクルを見ながら普及促進に努めます。②ごみみの減量化・再資源化を目的とした一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)に基づき、廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組みます。③身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。</p>	<p>取組の実施状況</p> <p>市民主体による取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇省エネ意識をもった生活</li> <li>◇環境負荷の少ない設備の設置</li> <li>◇環境負荷の少ない製品の購入、利用</li> <li>◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置</li> <li>◇ごみみの分別排出の徹底</li> <li>◇生ごみの水切り</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>指標(単位)</th> <th>H22</th> <th>H25</th> </tr> <tr> <td>①一般住宅用太陽光発電システム設置補助件数(件)</td> <td>32</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>②リサイクル率(%)</td> <td>16.21</td> <td>16.75</td> </tr> </table>	指標(単位)	H22	H25	①一般住宅用太陽光発電システム設置補助件数(件)	32	84	②リサイクル率(%)	16.21	16.75	<p>○ (向上)</p> <p>○ (向上)</p>
指標(単位)	H22	H25										
①一般住宅用太陽光発電システム設置補助件数(件)	32	84										
②リサイクル率(%)	16.21	16.75										

	<p>③地球温暖化防止啓発を目的とした、市内での打ち水大作戦の実施や、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店</p> <p>③大気環境の保全や節電の大切さの啓発を目的とした、星空観察会の実施(夏と冬、年2回)</p> <p>③芦屋市環境づくり推進会議による生きもの観察会の実施や自然観察ガイドブックとして「芦屋の自然」等冊子を発行し、市内学校園に配布した。</p> <p>③自然学校:小学校5年生/4泊5日/丹波少年自然の家利用、南但馬自然学校利用/野外炊飯・キャンプファイヤー・登山・立杭焼体験・藍染め体験・田植え体験・星空観察・ナイトハイイク等</p> <p>③環境体験:小学校3年生/芦屋川、宮川、潮芦屋ビーチでの生物観察・伊丹市立昆虫館見学</p> <p>③小中学校において、児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの活動を行い、節減が達成できた学校には、学校の物品購入に充てる予算を還元する仕組みとする「省エネプロジェクト」を実施した。(H23~)</p>	<p>①合流式下水道緊急改善計画に基づき、沈砂池の汚濁物堆積防止のためドライ化工事を行った。(H25)</p> <p>②市公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により、ランニングコストの削減に加えてCO2排出削減に取り組んでいる。</p> <p>②芦屋市環境保全率先実行計画において、温室効果ガス排出量の削減を目標にあげ、電気使用量やコピー用紙使用量の削減へ向けた取組を進めている。</p> <p>②芦屋市環境保全率先実行計画において、ごみを廃棄するにあたっての環境への配慮を行うことを取組項目とし、また、芦屋市環境マネジメントシステムにおいて、庁舎内から排出される廃棄物の減量化を環境目的・環境目標にあげ取り組むことにより、適正な廃棄物の処理を推進</p> <p>②環境への負荷が少ない施設運営のため、公害防止協定に基づき地元住民と市関係者が構成する運営協議会を開催(委員19人中、13人出席)</p> <p>②環境負荷項目について、広報あしや環境特集号により公表(H25)</p>	<p>③小中学校の電気・ガス使用量の削減率(H25からガスを追加)(%)</p> <p>4.3</p> <p>○ (向上)</p>
<p>②市の事務事業に係る温室効果ガスの総排出量(t)</p>	<p>12,665</p> <p>12,696</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>△ (横ばい)</p>
<p>まとめ</p>		<p>結果の評価</p> <p>○ (全て実施)</p> <p>○ (全て良好)</p>	

A-⑤施策目標の総括

<p>総括結果</p> <p>☆☆☆</p> <p>☆☆</p> <p>☆☆</p> <p>☆</p>	<p>総括結果の意</p> <p>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>実施していない項目があるが、結果は良好である</p> <p>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>展開状況</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(○)</p> <p>一部実施(△)</p>	<p>結果</p> <p>全て良好(○)</p> <p>全て良好(○)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>
<p>総括コメント</p> <p>[展開状況]全て実施(○)/結果]全て良好(○)</p> <p>省エネルギーやリサイクルの推進などの周知、啓発では、打ち水大作戦の実施、緑のカーテンの普及イベント、ライトダウンキャンペーンの実施、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店、星空観察会を実施するほか、市内の事業者対象の低公害車普及促進、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度を実施しました。また、ごみの減量化、再資源化では、芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催、粗大ごみとして収集した自転車、家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催、小中学生を対象としたポスター展の開催、マイバックキャンペーン、ごみ焼却場などの施設見学会を実施するほか、持ち去り防止ハットロールを実施し、持ち去り者に対する啓発を行うとともに、持ち込みごみの予約制の導入により、持ち込み件数とごみの減少に取り組みました。</p> <p>小学校では、5年生を対象とした自然学校を、3年生を対象とした芦屋川、宮川、潮芦屋ビーチでの生物観察などの環境体験学習に取り組みむほか、光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し、児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。</p> <p>行政が事業者として、環境に配慮した取組の推進では、電気使用量やコピー用紙使用量の削減、庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか、市公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により、ランニングコストの削減に加えてCO2排出削減に取り組みました。</p> <p>様々な取組とその成果から、市民及び行政による環境に配慮した取組の実証や意識啓発の推進は図られてきていてと考えると考えられますが、地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けられたらざるを得ない取組が進むよう、情報や学びの機会を提供を行うとともに、市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。</p>			

■ 施策目標前期総括シート

目標	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
市民生活部	環境課
関係部	対象課
市民生活部	環境課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		調査結果	
「受動喫煙の防止等に関する条例」(兵庫県・平成25年4月施行)		肯定的意見	否定的意見
		81.9%	8.6%
		わからない	7.3%
			2.2%

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組の結果 (Check)	
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況		データ	
重点施策の名称	市民主体による取組	展開状況	指標(単位)	H22	H25
11-2-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称：市民マナー条例)の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。	<p>◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発</p> <p>◇市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策</p> <p>①市内公共施設における受動喫煙防止対策を推進します。</p> <p>②清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナー条例の実を図ります。</p> <p>③市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。</p>	<p>①庁内で設置した安全衛生委員会が喫煙状況について職場巡回を行い、県条例施行前に庁舎内の喫煙所を全て庁舎外に移設した。(H24)</p> <p>その他、各公共施設においても受動喫煙防止の取組を実施。阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、また、平成25年10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等(自転車乗車中含む)について努力義務から禁止事項へ変更したほか、市民の声を受け、平成23年6月より新たに芦屋川流域及びキヤナルパークでのバーベキュー禁止、周知及び警備委託も行っており、良好な生活環境の確保に努めてきた。</p> <p>②市と地元自治会との夜間花火合同警備を毎年5回程度実施し、市民主体の取組を支援してきた。</p> <p>③美化推進員と連携し、市民マナー条例による規制項目等について啓発街路キャンペーンを毎年複数回実施し、広く周知啓発を図っている。</p> <p>④市民マナー条例推進連絡会を設置し、市民・事業者・市が一体となった取組を推進するための仕組みを構築した。(H26)</p> <p>⑤美化活動については、芦屋市自治環境衛生協会が主催するわがまちクリーン作戦を年2回実施している。また、従来自治会へ声掛けして参加を呼び掛けていたが、平成25年度より地域の美化活動については自主性を重視する方向へ転換し、クリーン作戦自体は、さらなる活動主体の拡がりを目指して、学生や事業所なども自田に参加できる仕組みへと改善した。</p>	<p>②喫煙禁止区域(JR)での過料処分対象者(人)</p> <p>154</p> <p>131</p>		
		○ (全て実施)			
まとめ	取組の評価	結果の評価			○ (全て良好)



A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント			
☆☆☆☆	<p>[展開状況]全て実施(O)／[結果]全て良好(O)</p> <p>「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称：市民マナー条例)の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのハーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例推進計画を策定しました。</p> <p>美的活動のために平成26年3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、受動喫煙防止対策を実施しています。</p> <p>市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。</p> <p>しかしながら、市外から来た人にも守ってもらう必要があること、また、行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、取組の広がりが見られないという課題もあり、今後、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。</p>	<p>総括結果</p> <p>☆☆☆☆</p> <p>☆☆☆☆</p> <p>☆☆</p> <p>☆</p>	<p>総括結果の★の意味</p> <p>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>実施していない小項目があるが、結果は良好である</p> <p>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>展開状況</p> <p>全て実施(O)</p> <p>一部実施(△)</p> <p>全て実施(O)</p> <p>一部実施(△)</p>	<p>結果</p> <p>全て良好(O)</p> <p>全て良好(O)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>

■施策目標前期総括シート

目標	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
平成12年に道路交通法の改正によりチャイルドシートの着用が義務付けられて14年が経過し、着用が定着してきた。 ・交通事故での死亡者は減少してきたが、高齢者の事故比率が高くなっている。 ・歩道を通行する自転車や歩行者を巻き込む重大事故が問題になっている。 ・平成24年12月に道路交通法が改正され、自転車などの軽車両は進路左側の路側帯を通行することが義務付けられた。		第9次芦屋市交通安全計画(H23～H27)		肯定的意見	49.7%
				否定的意見	31.8%
				わからない	16.5%
				無回答	2.0%

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	建設総務課
関係部	対象課
都市建設部	建設総務課、道路課
学校教育部	学校教育課

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)	
前期5年の重点施策		取組の実施状況		データ	
重点施策の名称	小項目	市民主体による取組	展開状況	指標(単位)	傾向
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	①チャイルドシートの着用など、子どもを交通事故から守るための周知、啓発に努めます。 ②子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。 ③自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い、周知、啓発に努めます。	◇道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める。 ◇お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける。 ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する。	①チャイルドシートの着用は四季の「全国交通安全運動」期間中に街頭啓発を行っている。 ①通学、通園路の横断小旗の設置、管理(シルバ-人材センターに委託) ①四季の全国交通安全運動(年4回)JR芦屋駅前等でのイベント開催し、声かけ活動やチラシ等の配布を行った。横断幕、のぼり旗設置 ②芦屋警察署と協力して保育所・幼稚園・小学校等において年2回の交通安全教室を実施し、交通ルールを守り、安全な生活が送れるよう学習する場を持っている。同時に保護者への啓発もを行っている。 ②自転車運転免許証等を発行する自転車運転安全教室を開催(年1回)し、自転車の乗り方マナーを遵守する模範運転者づくりを進めた。 ③自転車等交通安全街頭啓発の実施	H22 29 H25 89	○ (向上)
			○ (全て実施)	②交通安全教室の開催(回)	△ (横ばい)
				③市内における自転車関連事故件数(件)	× (悪化)
	まとめ		○ (全て実施)	88	△ (悪化あり)
		取組の評価		結果の評価	

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント	
☆	☆	「展開状況」全て実施(○)／結果「悪化あり」(△) 交通に関するルールとマナーの周知、啓発では、春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催、横断幕、のぼり旗の設置などを行い、チャイルドシート着用の街頭啓発、自転車運転安全教室を実施しました。 また、保育所・幼稚園・小学校等において、交通ルールを守り、安全な生活が送れるよう学習する場として、保護者も含めた交通安全教室を実施しました。 しかし、自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず、道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから、自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに、ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発、安全教室を推進することが必要となっています。 また、自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として、兵庫県では条例が制定され、自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化となることから、賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。	結果 全て良好(○) 全て良好(○) 悪化あり(△) 悪化あり(△)
☆	☆	総括結果の女性の意味 全ての小項目を実施しており、結果も良好である 実施していない小項目があるが、結果は良好である 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる 実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	展開状況 全て実施(○) 一部実施(△) 全て実施(○) 一部実施(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	12	交通マナーと思いやりがまちな行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-2	公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

【A:前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果	無回答
	・芦屋市交通バリアフリー基本構想(H19～)	肯定的意見	55.8%
	・芦屋市ユニバーサル社会づくりモデル事業プラン(H21～H25)	否定的意見	16.6%
		わからない	25.3%
			2.2%

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

施策取りまとめ部	施策取りまとめ部
都市建設部	道路課
関係部	対象課
福祉部	地域福祉課、社会福祉課
都市建設部	道路課
都市建設部	道路課、公園緑地課
都市建設部	都市計画課、建築課、建築指導課

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	取組の結果 (Check)	傾向
	市民主体による取組	取組の実施状況			
12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。	①歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。 ②公園施設のバリアフリー化を進めます。 ③交通バリアフリー基本構想に基づき、市役所周辺のバリアフリー化について取り組みます。	◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと。	①歩道切下げ部のバリアフリー化を実施。 ②市役所周辺及び市内各所の公園において、老朽化対策と合わせてユニバーサルデザイン等への対応と市民の健康維持・増進を図る施設整備を実施している。 ③交通バリアフリー推進連絡会を開催し、市民団体等の利用者側からの意見及び事業者側からの工夫・課題等に対して相互に情報交換や意見交換を行い、バリアフリー化を行う際の配慮事項について調整を行っている。	①歩道切下げ部のバリアフリー化率(%) 44.2 ②バリアフリー化実施公園箇所数(箇所) 1 ③公共建築物のバリアフリー化率(%) 67.6 ④緊急バス/ノンステップ保有割合(%) 43.6 ⑤72.2 ⑥42.6	○(向上) ○(向上) ○(向上) △(横ばい)
12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。	①公共施設のバリアフリー化を進めます。 ②ソフト面では、「ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がいのある人などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。	①公共建築物の大規模改修工事等に合わせバリアフリー化を推進 ②一定規模以上の公共建築物建替え又は新築時には福祉のまちづくり条例に適合するように実施 ③計画時には市内福祉団体に意見聴取の場を設けるなどの対応 ④バリアフリー化の対象となる建築物の新築の際に、福祉のまちづくり条例の整備基準への適合の徹底 ⑤ユニバーサル社会づくり推進地区において、自治会・商工会・NPO等による協議会が主体となり、平成23年度にユニバーサルマップを作成し、ユニバーサル社会に向けた周知啓発を行うとともに、施設改修の補助制度等についても周知を行った。 ⑥緊急バスに対し、ノンステップバス購入に対する補助金を交付	①公共建築物の大規模改修工事等に合わせバリアフリー化を推進 ②一定規模以上の公共建築物建替え又は新築時には福祉のまちづくり条例に適合するように実施 ③計画時には市内福祉団体に意見聴取の場を設けるなどの対応 ④バリアフリー化の対象となる建築物の新築の際に、福祉のまちづくり条例の整備基準への適合の徹底 ⑤ユニバーサル社会づくり推進地区において、自治会・商工会・NPO等による協議会が主体となり、平成23年度にユニバーサルマップを作成し、ユニバーサル社会に向けた周知啓発を行うとともに、施設改修の補助制度等についても周知を行った。 ⑥緊急バスに対し、ノンステップバス購入に対する補助金を交付	公共建築物のバリアフリー化率(%) 67.6 72.2 42.6	○(向上) ○(向上) △(横ばい)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	☆☆☆	総括結果の女性の意味 全ての小項目を達成しており、結果も良好である	展開状況	全て実施(○)	結果	全て良好(○)
☆☆☆	☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である		一部実施(△)	全て良好(○)	
☆☆	☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる		全て実施(○)	悪化あり(△)	
☆	☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる		一部実施(△)	悪化あり(△)	

総括コメント

【展開状況】全て実施(○)／結果(○)／全て良好(○)  
道路や公園などの公共空間のバリアフリー化では、市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換等を行いました。  
建物のバリアフリー化では、公共建築物の大規模改修工事等に合わせ推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、更に、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。また、移動に対するバリアフリー化の取組として、緊急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成も行いました。  
道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、今後も、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、さらなるバリアフリー化を計画的に進めていくことが必要です。

■施策目標前期総括シート

目標	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
平成25年度にJR芦屋駅南地区にある民間の大型駐輪場が閉鎖となり、代替駐輪場を建設した。		芦屋市道路橋長寿命化修繕計画(H22～)		肯定的意見 66.0%	
				否定的意見 わからない	
				20.4%	
				11.2%	
				2.5%	

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

施策取りまとめ部	施策取りまとめ部
都市建設部	道路課
関係部	対策課
都市建設部	建設総務課、道路課
都市建設部	都市計画課、建築指導課、都市整備課

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期5年の重点施策		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
	小項目	市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標(単位)	データ	
12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。	①道路、橋りょう等を計画に基づき修繕、整備します。 ②歩道が未整備の道路については歩行者の安全が確保できるよう、様々な工夫に努めます。		①道路、橋梁等を修繕計画に基づき修繕、整備の実施 ②安全確保のため交通安全施設(防護柵)の改修を実施 ③通学路の総点検で抽出した改善要望箇所について路側帯の設置、拡幅及びカラー化の実施	○ (全て実施)	②防護柵の改修率(%) 68.3	H25 76.3	○ (向上)
12-3-2 駅周辺の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。	①JR芦屋駅南側の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。		①JR芦屋駅周辺の交通量・土地利用状況の調査(H23) ①まちづくり基本方針等の検討(H24) ②通学路の総点検(計8回)(H25) ①まちづくり整備基本計画(案)の策定及び地元住民等との「計画検討会」の開催(計14回)(H26)	○ (全て実施)	2	18	○ (向上)
12-3-3 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。	①バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。 ②山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の把握を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。 ③社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の都市計画道路のあり方について研究します。		①バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議し、関係機関と協議 ②山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査を実施し、関係機関と協議 ③平成23年度から兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施(H27変更予定)	○ (全て実施)	14,100	17,200	x (悪化)
12-3-4 店舗や駅周辺で違法駐車を減らす取組を進めます。	①既存の自転車駐車場施設を改良するなど、収容台数増加に取り組みます。 ②駅周辺の放置禁止区域における違法駐車を減らす取組を進めます。	◇駐車場や駐輪場の利用	①平成25年度に民間駐輪場が閉鎖されたことにより、代替となる駐輪場を整備した。 ②違法駐車対策として、違法駐輪自転車等への警告・移送・撤去を行い、市が撤去した自転車等のうち保管期間中に所有者から引き取られなかった自転車等については売却処分を行った。 ③JR芦屋駅駐車場において看板(出入口、矢印等)の更新や増設を行い、利用しやすくした。	○ (全て実施)	2,772	2,805	○ (向上)
					2,565	2,076	○ (向上)
まとめ			取組の評価	結果の評価	結果の評価 (悪化あり)		

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント	
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	総括結果の意	結果
☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である		
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる		
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる		

☆☆	<p>「展開状況」全て実施(○)／「結果」悪化あり(△)                  道路や交通安全施設の適切な整備・維持管理では、修繕計画に基づく道路、橋梁等の修繕・整備、交通安全施設(防護柵)の改修、通学路における路側帯の設置・拡幅及びカラー化を実施しました。                  駅周辺の交通機能を高めるための取組として、JR芦屋駅南地区では、まちづくり整備計画の策定に向け、地元住民等と勉強会等を開催しています。                  公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化では、バス運行の改善や利便性の向上についての関係機関との協議、山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査の実施のほか、兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施し、本市の特性や社会情勢等に応じた市内道路網の見直しを行いました。駅周辺での違法駐車や違法駐輪自転車の撤去は、違法駐輪自転車の撤去・移去・移去を定期的に行うことにより、違法駐輪の撤去台数が減少しました。                  道路、橋りょう等の老朽化対策は全国的にも課題となっており、今後、「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」を見直しながら、修繕・整備を行っていくことが必要です。また、市民が安全かつ快適に移動できるように、JR芦屋駅南側において駅前広場・周辺道路・駐輪場の整備やバス路線の再編など、交通結節機能を高める取り組みを進めていくことが必要です。</p>
----	--

■ 施策目標前期総括シート

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
都市建設部	住宅課
関係部	対象課
福祉部	高齢介護課
都市建設部	都市計画課、建築指導課、住宅課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		
課題別計画の策定状況		
A-②関連計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋市緑の基本計画(H17～H32)</li> <li>・芦屋市景観形成基本計画(H8)</li> <li>・芦屋市景観計画(H26)</li> <li>・芦屋市耐震改修促進計画(H20～H27)</li> <li>・芦屋市住宅マスタープラン(H20～H29)</li> <li>・芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画(H22～H41)</li> </ul>	<p>肯定的意見 63.7%</p> <p>否定的意見 10.9%</p> <p>わからない 23.4%</p> <p>無回答 2.0%</p>

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

調査結果		
肯定的意見	63.7%	
否定的意見	10.9%	
わからない	23.4%	
無回答	2.0%	

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
重点施策の名称	市民主体による取組	取組の実施状況	指標 (単位)	H22	H25	
前期5年の重点施策 小項目 13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。	<p>①緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。</p> <p>②住みよいまちなみまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。</p>	<p>市民主体による取組</p> <p>◇良好な住環境の形成への理解と協力</p>	<p>取組の実施状況</p> <p>① 芦屋川特別景観地区の指定 (H24.4)</p> <p>① 景観計画を策定 (H27.1)</p> <p>② 住みよいまちなみまちづくり条例を改正し、まちづくり協定制度を導入。</p> <p>② 芦屋市住みよいまちなみまちづくり条例に基づき、開発・建築に関する審査・指導</p> <p>② 長期優良住宅に係る認定申請の審査</p> <p>② 中堅所得者層向けの特定優良賃貸住宅の提供</p>	<p>② 長期優良住宅認定件数 (件)</p> <p>114</p> <p>126</p>	<p>△ (横ばい)</p>	
13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。	<p>① 総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。</p> <p>② 既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。</p>	<p>◇マンション管理組合の理解と協力</p>	<p>① バリアフリー改修助成件数 (件)</p> <p>0</p> <p>2</p>	<p>○ (向上)</p>		
13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進め、ストックの維持管理を適切に行います。	<p>① 市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。</p>	<p>◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力</p>	<p>① 住宅改造費助成利用者数 (件)</p> <p>17</p> <p>26</p> <p>② マンションネットワーキング会議開催回数 (回)</p> <p>0</p> <p>1</p>	<p>○ (向上)</p> <p>○ (向上)</p>		
	<p>① 市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。</p>	<p>① 翠ヶ丘町5番住宅建替工事の実施 (H26.12竣工)</p> <p>① 高浜町1番における市営住宅等大規模集約事業の推進 (PF事業として推進するため、H26.7実施方針の公表、H27.1特定事業の選定及び入札公告の公表)</p> <p>① 市営住宅等ストック総合活用計画に基づく長期修繕計画の推進</p>	<p>① 市営住宅等ストック総合活用計画に基づき整備された棟数 (棟)</p> <p>0</p> <p>14</p>	<p>○ (向上)</p>		
まとめ			取組の評価		結果の評価	
			○ (全て実施)		○ (全て良好)	

A-⑤施策目標の総括

総括結果

総括コメント

【展開状況】全て実施(O)／【結果】全て良好(O)

良好な住環境の形成と良質な住宅供給では、芦屋川特別景観地区の指定や「芦屋市景観計画」の策定など、緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図りました。また、長期優良住宅に係る認定申請の審査、中堅所得者層向けの特定優良賃貸住宅の提供のほか、「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正し、まちづくり協定制度の導入とともに、条例に基づき、開発、建築に関する審査、指導など良好な住環境の維持、保全及び育成に努め、良質な住宅供給を促進しました。

住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供では、住宅相談窓口の運営、分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業の実施、介護保険制度の要介護または要支援者への住宅改修費助成などにより、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームを促進するほか、「芦屋市耐震改修促進計画」の見直しを行い、更に住宅の耐震化を促進するための施策を盛り込むとともに、特に高齢年マンションについては改修と建替えを一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合のネットワーキング会議の開催などにより、マンション管理組合の情報交換、共有の場づくりを支援しました。

市営住宅に関しては、翠ヶ丘町5番住宅建替工事や高浜町1番における市営住宅等大規模集約事業の推進など、「芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行いました。

また、今後は、新築される住宅等への規制と同時に既存の住宅ストックがいかに良質な状態で維持・管理・更新・再生されていくかが、まちづくり全体を見る中では大きな課題となるため、住宅相談の充実や新たな課題である中古住宅の流通促進や空き室問題などへの対応についても取り組んでいくことが必要です。特に高齢年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していくことが必要です。さらに、住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給するため、既存の市営住宅等の適切な維持・管理・更新を行っていくとともに、市営住宅大規模集約事業については、適切な進行管理を行うことが必要です。

☆☆☆☆

総括結果	総括結果のその意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(O)	全て良好(O)
☆☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(O)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(O)	悪化あり(△)
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策取りまとめ部	建築課
都市建設部	建築課
関係部	対象課
企画部	市民参画課
総務部	用地管財課
市民生活部	環境課
都市建設部	上宮川文化センター、環境課、環境施設課
都市建設部	建設総務課、道路課、公園緑地課
上下水道部	都市計画課、建築指導課、建築課、都市整備課
管理部	水道管理課、下水道課、下水処理場管理課
社会教育部	図書館
生涯学習課、スポーツ推進課、図書館	

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

課選別計画の策定状況	A-③市民アンケート調査(H27.3実施) 調査結果	
・工事単価の急激な上昇。	肯定的意見	否定的意見
	59.5%	14.1%
		23.8%
		2.6%

A-②関連計画の策定状況

課選別計画の策定状況	A-③市民アンケート調査(H27.3実施) 調査結果	
・公共施設の保全計画(H24)	肯定的意見	否定的意見
・芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32)		わからない
・芦屋市公園施設長寿命化計画(H23.6)策定、H26.1見直し計画		
・芦屋市水道ビジョン(H26～H37)		
・下水道長寿命化計画の策定(芦屋処理区(H25～H29)旧奥山処理区(H26～H30))		

A-④重点施策の取組状況

前期5年の重点施策	取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)		傾向
小項目	市民主体による取組	取組の実施状況	H22	H25	
13-2-1 ①市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。		①公共建築物の保全計画の策定(H24.12) ①各公共建築物の保全計画に基づく工事等の実施。 ①公共施設の定期点検の実施。(H23～) ①施設の長寿命化と維持管理に係るコストの低減、平準化を図るため、保全計画の適正な執行・運営。(H24～) ①営繕部門である建築課による公共施設所管課へのヒアリング実施。(H25～) ①コスト計画(保全に係る費用)の精度の向上を検討。(H25～) ②水道の老朽管路の更新を予算の範囲内で計画的に実施。 ③下水道長寿命化計画に基づく管路更新工事の実施及び下水道処理場施設の延命化と設備の適切な維持管理。 ④公園施設の長寿命化計画に基づく施設の更新・整備。	0	70	○ (向上)
②水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。					
③下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。			0.88	1.91	○ (向上)
④公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。			3	11	○ (向上)
まとめ	取組の評価	取組の結果	結果の評価		○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント		総括結果	展開状況	結果
☆☆	【展開状況】一部実施(△) / 【結果】全て良好(○) 住宅都市としての機能を充実させる取組では、市の保有する建築物の保全計画を実施し、それぞれ改修計画に基づき工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な上下水道、公園、橋りょう等についてもそれぞれ改修計画に基づき工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な活用と長寿命化を進めました。 今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設等の効率的な活用と長寿命化を図ることが必要であり、都市施設整備をばしめ、交通機能や防災機能など様々な強点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方も検討する必要があります。	住宅都市としての機能を充実させる取組では、市の保有する建築物の保全計画を実施し、それぞれ改修計画に基づき工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な上下水道、公園、橋りょう等についてもそれぞれ改修計画に基づき工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な活用と長寿命化を進めました。 今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設等の効率的な活用と長寿命化を図ることが必要であり、都市施設整備をばしめ、交通機能や防災機能など様々な強点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方も検討する必要があります。	☆☆	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆	個別施設については、定期点検等により施設の問題・課題を把握し、計画的に改修を進めていくことが必要であり、芦屋公園では建設から60年を経過し、施設の老朽化等も目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきました。また、少子高齢化の進展に伴い、墓地の継承が困難になるという新たな課題も生れ、修景に配慮した安全で利用しやすい公園墓地に向けての再整備と、新たなニーズに対応する施設整備が必要です。 また、様々な社会環境の変化に対応するため、環境処理センター内の施設においては、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。	個別施設については、定期点検等により施設の問題・課題を把握し、計画的に改修を進めていくことが必要であり、芦屋公園では建設から60年を経過し、施設の老朽化等も目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきました。また、少子高齢化の進展に伴い、墓地の継承が困難になるという新たな課題も生れ、修景に配慮した安全で利用しやすい公園墓地に向けての再整備と、新たなニーズに対応する施設整備が必要です。 また、様々な社会環境の変化に対応するため、環境処理センター内の施設においては、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。	☆☆	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆			☆	全て実施(○)	悪化あり(△)
				一部実施(△)	悪化あり(△)



■ 施策目標前期総括シート

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
前期基本計画の内容	市民主体による取組	取組の実施状況 (Do)	取組の結果 (Check)	肯定的意見	否定的意見
前期5年の重点施策 小項目	◇身近な商店や商店街の利用	取組の実施状況	データ	40.9%	わからない
重点施策の名称	①商店街の活性化対策を支援します。 ②安全で快適な商業環境を目指し、商業施設の整備を支援します。	①商工会と協働し商業活性化対策事業としてイベント補助の実施 ①空き店舗を利用した創業の支援等の「活力あるまちなか商店街づくり促進事業」による補助金の交付を行い、支援した。 ②アンケートの補修等商業共同施設補助の実施	H22	37.2%	19.4%
13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。			H25		
13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。					無回答
				2.6%	

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

実施取りまとめ部	実施取りまとめ課
市民生活部	経済課
関係部	取組み課
市民生活部	経済課
都市建設部	都市整備課

A-④重点施策の取組状況

前期基本計画の内容	市民主体による取組	取組の実施状況 (Do)	取組の結果 (Check)	傾向
重点施策の名称	小項目	取組の実施状況	データ	
13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。	◇身近な商店や商店街の利用	①商工会と協働し商業活性化対策事業としてイベント補助の実施 ①空き店舗を利用した創業の支援等の「活力あるまちなか商店街づくり促進事業」による補助金の交付を行い、支援した。 ②アンケートの補修等商業共同施設補助の実施	H22	○ (向上)
13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。			H25	○ (向上)
				△ (横ばい)
				× (悪化)
				○ (向上)
まとめ			結果の評価	△ (悪化あり)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆	<p>【展開状況】全て良好(○)／「結果」悪化あり(△)</p> <p>魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上させる取組では、商工会と協働した商業活性化対策事業としてのイベント補助、アンケートの補修等商業共同施設補助、空き店舗を利用した創業の支援等活力あるまちなか商店街づくり補助など、商店街の活性化や商業施設の整備の支援を行いました。</p> <p>商業・業務施設の立地の検討では、商業診断を実施し商業振興の方向性を検討したほか、駅周辺の交通量・土地利用状況の調査を実施するとともに、JR芦屋駅南地区のまちづくり整備基本計画の策定に向け、地元住民等との勉強会等を実施しました。</p> <p>今後、市外大規模量販店に消費者が流出し、空き店舗が目立つ商店街や後継者不足問題を抱える市内商業が活性化するように、新たな創業や後継者の支援に取り組むとともに、市内事業者の取扱商品の魅力を全国に発信していくことが必要です。また、市民の利便性の向上のため、JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて商業・業務施設の立地の誘導を進めていくことが必要です。</p>	総括結果の☆の意味	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆		全ての小項目を実施しており、結果も良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆☆		実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	悪化あり(△)
☆☆		小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆		実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	14 信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果	
市民参画関係の下で市政が展開している		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋市市民参画協働推進計画(H19～H26)</li> <li>・ 第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27～H31)</li> <li>・ 情報提供の推進に関する指針</li> </ul>		肯定的意見	無回答
				26.2%	47.9%
				23.5%	2.5%

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課
関係部	取り組みまとめ課
企画部	政策推進課、広報国際交流課、お困りです課、市民参画課
総務部	文書法制課

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況 (Do)		取組結果 (Check)	
前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況		データ	
前期5年の重点施策		市民主体による取組		H22	H25
小項目		市民主体による取組			
14-1-1		市民主体による取組			
14-1-1		市民主体による取組			
14-1-1		市民主体による取組			
14-1-2		市民主体による取組			
14-1-3		市民主体による取組			
まとめ		取組の評価		結果の評価	

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括結果の★の意味	展開状況	結果
<p>総括コメント</p>	<p>【展開状況】一部実施(△)／【結果】悪化あり(△)</p> <p>市政に関する情報発信では、広報あしや、ホームページ、広報番組のほか、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による情報発信を開始するなど、適切な時期でのわかりやすい発信に努めるとともに、各種計画書、統計資料や阪神・淡路大震災関連資料などを行政情報コーナー等に配架しました。また、アシヤニューズレターの発行をはじめ、外国人向けの刊行物を発行しました。</p> <p>市民参画の機会を充実させるため、審議会等の活用、ワークショップの開催、パブリックコメントや意見交換会の活用など、市政に対する市民の参画に必要な手続を実施するとともに市民の意見を把握するため、各施策においてアンケート調査などを実施してきました。</p> <p>しかしながら、様々な情報提供を行っています。アンケート調査では回答率が50%を下回ることや、「わからない」との回答がある割合あり、パブリックコメントを募集しても意見が0件の場合が少なくありません。</p> <p>また、これまでも市政における様々な取組について、評価を実施し、改善に努めてきましたが、その進捗状況の表現や市民目線での評価が十分でないことなどが課題となっています。</p> <p>アンケートの定期的な実施などで市民の意見を把握して市政に反映できるよう、わかりやすい評価制度の実施とそれを踏まえた事業展開や、市民が参画しやすい工夫などが必要です。また、情報公開の基盤となる公文書等の適正な管理を進める必要があります。</p>	<p>全ての小項目を実施しており、結果も良好である</p> <p>実施していない小項目があるが、結果は良好である</p> <p>小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる</p> <p>実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる</p>	<p>全て良好(○)</p> <p>全て良好(○)</p> <p>悪化あり(△)</p> <p>悪化あり(△)</p>
☆	☆☆☆	全て実施(○)	全て良好(○)
	☆☆	一部実施(△)	全て良好(○)
	☆☆	全て実施(○)	悪化あり(△)
	☆	一部実施(△)	悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	14	信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-2	変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
総務部	人事課
関係部	対象課
企画部	市長室、政策推進課、情報政策課、お困りです課
総務部	文書法制課、人事課、職員課、用地管理課、契約検査課
市民生活部	市民課
都市建設部	建設総務課
上下水道部	水道管理課
消防本部	総務課
管理部	管理課、教職員課
学校教育部	学校教育課、打出教育文化センター

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化		A-②関連計画の策定状況		A-③市民アンケート調査(H27.3実施)	
前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課別別計画の策定状況	肯定的意見	否定的意見	わからぬ	無回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法が一部改正され、人事評価制度が義務付けられた。</li> <li>地方分権推進のための国と地方の協議の法制化(H23)</li> <li>地方自治制度調査会による行政の広域化の推進(H25：第30次答申〔大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申〕、H26：第31次答申)に向けて協議中</li> <li>日本創成会議による削減可能性都市の発表(H26)</li> <li>消費税の増税(H26：8%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あしや人材育成基本方針(H17～H26)</li> <li>芦屋市人材育成基本方針(H26.3改定)</li> <li>あしや人材育成実施計画(H21～H23)(H24～H26)</li> <li>芦屋市人材育成実施計画(H27～)</li> </ul>	18.8%	24.5%	54.1%	2.6%

A-④重点施策の取組状況		取組の実施状況(Do)		取組結果(Check)	
前期5年の重点施策	市民主体による取組	展開状況	指標(単位)	H22	H25
<p>重点施策の名称</p> <p>14-2-1 職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。</p> <p>14-2-2 職員一人一人が組織の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。</p>	<p>前期基本計画の内容</p> <p>小項目</p> <p>①人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。</p> <p>②人事評価結果の検証を行い、適正な処遇や人材育成等に努めます。</p>	<p>取組の実施状況</p> <p>①人材育成基本方針及び推進体制の見直し(H26.3)</p> <p>①人材育成実施計画の策定及び進捗管理(H24～)</p> <p>①研修計画の策定及び進捗管理(毎年度)</p> <p>①「芦屋市職員提案制度実施要綱」を平成24年に廃止し「職員のご案内」と変更したこと併せ、「一課一改善運動」を「芦屋GrowUPチャレンジ」へと変更。(H24施行)2つの制度を一体的に実施し、職員一人一人の提案をより実施に繋げやすくとともに、従来より部課横断的な改善提案の取組を促進。</p> <p>②人事評価に関する職員アンケートの実施(H24)</p> <p>②課長補佐級以下の職員に対する試行導入(H25～)</p>	<p>①研修参加人数(人)</p> <p>1,850</p> <p>①職員のご案内の提案件数(件)</p> <p>0</p> <p>②人事評価対象人数(人)</p> <p>87</p>	0	6
<p>14-2-2 職員一人一人が組織の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。</p>	<p>市民から見た見られた行政の改善点の提案</p> <p>◇市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います。</p> <p>②組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。</p> <p>③市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人が優しく迅速な対応を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実にも努めます。</p>	<p>①市民からの意見等は市民相談データベースに入れ、関係課と情報共有を図りながら問題解決を行った。</p> <p>②部長・課長・係長・係員を中心とした簡素で効率的な組織改正(H25.4)を行うとともに、職員数、管理職ポストの適正化(H25～)、事務処理の効率化、意思決定の迅速化を図るため「職務権限規程」の改定を行った。</p> <p>②庁内における各種懸案に対する進行管理として場を設け、懸案内容によって、組織横断的な集約と各課の着実な事業実施に向けた調整を行った。</p> <p>②毎週、庁議を開催し、組織横断的な連絡調整、協議及び課題や情報共有を行った。</p> <p>②行政運営の効率化、職員の活性化や人材育成も含めて目標に掲げ、職員主導のボトムアップ方式を取り入れた「芦屋市プロジェクト」チームの設置に関する要綱を制定(H24.10)し、学校給食費の公会計化に係るプロジェクトチーム(H25～H26)を立ち上げた。</p>	<p>②プロジェクトチーム設置件数(累計)(件)</p> <p>0</p> <p>③苦情等の報告件数(件)</p> <p>149</p>	1	118

<p>②指定管理者担当者会議を開催し、事務処理要領の変更点等に対して情報共有化を実施(H25)</p> <p>③窓口、電話、メール等で、市民からの苦情、要望、意見、相談、問い合わせを受け付け、来庁者アンケートを取りまとめ、庁議で報告し、関係各課と情報共有を行い、問題解決に向け対応した。</p> <p>③ご意見等の他よくあるおたずねは組織的な連携を行った上で、力アゴリ別にホームページのFAQに反映させた。</p> <p>③お困りです課では、どのような問合せや相談でも、まず丁寧に聞き取り、適切な部署や関係機関に繋ぎ、必要な情報提供を行った。</p>	<p>②指定管理者担当者会議を開催し、事務処理要領の変更点等に対して情報共有化を実施(H25)</p> <p>③窓口、電話、メール等で、市民からの苦情、要望、意見、相談、問い合わせを受け付け、来庁者アンケートを取りまとめ、庁議で報告し、関係各課と情報共有を行い、問題解決に向け対応した。</p> <p>③ご意見等の他よくあるおたずねは組織的な連携を行った上で、力アゴリ別にホームページのFAQに反映させた。</p> <p>③お困りです課では、どのような問合せや相談でも、まず丁寧に聞き取り、適切な部署や関係機関に繋ぎ、必要な情報提供を行った。</p>	<p>③お困りです課受付件数(件)</p> <p>5,210</p> <p>6,186</p> <p>○(向上)</p>	
<p>14-2-3 職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら、組織運営を行います。</p>	<p>①適正かつ確実な個人情報保護に努めます。 ②適正な情報公開制度の運用に努めます。 ③職員の危機管理意識の醸成を促進します。 ④職員の法務能力向上のための取組を進めます。</p>	<p>①②情報公開、個人情報保護、セキュリティ研修参加人数(人)</p> <p>337</p> <p>448</p> <p>○(向上)</p>	
<p>①②情報公開、個人情報保護、セキュリティ研修参加人数(人)</p> <p>③教員向け情報モラル研修の出席人数(人)</p>	<p>○(全て実施)</p>	<p>29</p> <p>16</p> <p>x(悪化)</p>	
<p>③危機管理研修の実施(回)</p>	<p>○(全て実施)</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>x(悪化)</p>	<p>△(悪化あり)</p>

<p>A-5 施策目標の総括</p>	<p>総括コメント</p> <p>[展開状況]全て実施(○)ノ「結果」悪化あり(△) 職員一人一人の能力向上では、「声屋市人材育成基本方針」に基づき「あしや」人材育成実施計画」を策定し、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組んできました。 組織横断的課題については、庁内調整会議やプロジェクトチームの設置等を行うとともに、行政サービス向上策として、部課横断的な改善の取組「声屋GrowUPチャレンジ」を実施してきました。また、市民から信頼される市政を進めていくために、個人情報保護や危機管理などの研修を行ってきました。 しかしながら、変化する社会状況や多様な市民ニーズに迅速かつ適確に対応し、効果的で効率的な行政運営を行い、信頼される市政を進めるためには、さらなる柔軟な組織横断的な対応力や危機対応能力の向上が課題となっています。 そのためには、課長級以上の職員を対象に本格導入している人事評価制度を全職員に広げること、行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価し、自ら考え行動する職員を育成するなど人材育成を効果的に推進していくことが重要です。</p>
<p>総括結果</p>	<p>☆☆</p>

総括結果	総括結果の意	展開状況	結果
☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆	実施していない項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

■ 施策目標前期総括シート

目標	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-1 様々な資源を有効に活用している

施策取りまとめ部	施策取りまとめ課
総務部	用地管財課
関係部	対象課
企画部	市民参画課、政策推進課
総務部	市民参画課、用地管財課
市民生活部	環境課
都市建設部	都市計画課、建築指導課

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会やNPOが、利用者の視点から市民力により、創意工夫しながら付加価値のある行政サービスの提供に取り組む力を付けた。</li> <li>平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が出され、各地方公共団体に対し、計画を策定するよう要請されている。</li> <li>土地開発公社の解散(H25.11.28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市市民マナー条例推進計画(H26～H30)</li> <li>芦屋市市民参画協働推進計画(H19～H26)</li> <li>芦屋市行政改革実施計画(H24～H28)</li> </ul>

A-②関連計画の策定状況

肯定的意見	26.4%	否定的意見	21.2%	わからない	50.1%	無回答	2.2%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

調査結果	調査結果						
肯定的意見	26.4%	否定的意見	21.2%	わからない	50.1%	無回答	2.2%

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容 (Plan)		取組の実施状況 (Do)	取組結果 (Check)		傾向	
	前期5年の重点施策	市民主体による取組		指標(単位)	データ		
15-1-1 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①快適に住みよいまちづくりを進め、「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体による取組</li> <li>芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開(特に事業者)</li> <li>芦屋の個性や魅力の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組の実施状況</li> <li>①芦屋川特別景観地区の指定(H24.4)</li> <li>①景観計画を策定(H27.1)</li> <li>①まちづくり協定制度の策定(H25.1)</li> <li>①芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく、開発・建築に関する審査、指導</li> <li>①市民マナー条例において、平成23年度より、JR芦屋駅に加え、阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、また、平成25年10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等(自転車乗車中含む)について努力義務から禁止事項へ変更したほか、市民の声を受け、平成23年6月より新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備委託も行ってきた。良好な生活環境の確保に努めてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①喫煙禁止区域(JR芦屋駅)での過料処分対象者(人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H22</li> <li>H25</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>154</li> <li>131</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(向上)</li> </ul>
15-1-2 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民間の創意工夫が発揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。</li> <li>②民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。</li> <li>③大学等との連携の拡大を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成23年以降に指定管理者制度を新たに導入した施設4件(H23.4～美術博物館、潮声屋交流センター、H25.4～市営住宅等、H26.4～あしや温泉)【計17施設】</li> <li>①②市営住宅の集約化による大規模建替事業について、PFI手法による実施に向け検討を進めてきた。</li> <li>③教育、福祉分野のほか、一部の事業において大学等との連携を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①指定管理者制度導入施設数(件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>13</li> <li>16</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(向上)</li> </ul>		
15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保有する資産に応じた既存施設の利用及び処分資産における処分方法の構築を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保有する土地については、処分可能な土地は一般競争入札等にて処分し、保有資産の有効活用を図るため、ホームページ等で貸付け可能な市有地を紹介している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の処分数/年度予定処分数(%)</li> <li>貸付土地(件数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>67.3</li> <li>33</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17.9</li> <li>37</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(向上)</li> <li>○(向上)</li> </ul>	
まとめ	取組の評価		結果の評価	結果の評価		○(全て良好)	

A-⑤施策目標の総括

総括結果		総括コメント			
☆☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○)／【結果】全て実施(○)。                  芦屋の個性や魅力を更に高めまちづくりでは、芦屋川特別景観地区の指定や「景観計画」策定に向けた取組のほか、市民マナー条例に基づき取組により、快適で住みよいまちづくりを進めました。                  市民や民間の力の有効活用を図るため、公の施設の管理運営による運営を拡充し、一部の施設ではNPO法人や地域活動団体が運営を担っています。また、PFI手法により市営住宅の集約化による大規模建替事業を進めるほか、教育、福祉などの分野では大学との連携を進めています。                  保有する施設や土地などの資産の有効活用では、老朽化した市営住宅の建替えに際し、市内各所にある市営住宅を1か所に集約し、さらに集約した敷地内に消防分署や福祉施設を建設するなど、土地の有効活用や効率的な維持管理を図れるよう、大規模建替事業を進めています。                  また、貸付け可能な市有地の利活用や、処分可能な市有地を一般競争入札等により処分しました。土地開発公社が保有していた土地については市が買い戻し、同公社を解散するとともに、処分可能な土地については、順次処分を行い、活用等の整理を行うこととしています。                  長期的には、人口減少も見込まれる中、今後、芦屋の個性や魅力を更に高め、住み続けたいまち・住んでみたいまちであるための施策を実施していくことが重要です。                  また、市民サービスの向上に向けて、民間のノウハウ、資源を活用するとともに、それらの検証・評価を適切に行うことが必要であり、民間だけでなく、広域的課題については、国、県、近隣市とも連携した取組も検討することが必要です。                  資産管理においては、少子高齢化や人口減少の動向を踏まえ、既存施設の老朽化の状況を分析し、今後の公共施設の在り方の方針を定め、資産の適正管理の仕組みを作っていくことが必要です。</p>	<p>総括結果                  ☆☆☆☆                  ☆☆☆                  ☆☆                  ☆</p>	<p>総括結果の★の意味                  全ての小項目を実施しており、結果も良好である                  実施していない小項目があるが、結果は良好である                  小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる                  実施していない小項目があり、悪化傾向の結果がみられる</p>	<p>展開状況                  全て実施(○)                  一部実施(△)                  全て実施(○)                  一部実施(△)</p>	<p>結果                  全て良好(○)                  全て良好(○)                  悪化あり(△)                  悪化あり(△)</p>

■施策目標前期総括シート

目標	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-2 歳入・歳出の構造を改善している

【A：前期基本計画の総括】

A-①前提条件の変化

前期計画策定以降(H23～)の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>少子・高齢化が加速</li> <li>消費税の引上げ、地方税法の改正</li> <li>公共施設等の総合管理計画策定の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市行政改革実施計画(H24～H28)</li> <li>芦屋市水道ビジョン(H26～H37)</li> <li>芦屋市下水道中期ビジョン(H23～H32)</li> </ul>	肯定的意見	否定的意見
		21.3%	21.9%
			54.1%
			2.6%

A-③市民アンケート調査(H27.3実施)

施策取りまとめ部	財政課
総務部	対象課
企画部	政策推進課
総務部	財政課、議務課、債権管理課
会計	会計課
上下水道部	水道管理課、下水道課

A-④重点施策の取組状況

重点施策の名称	前期基本計画の内容(Plan)	取組の実施状況(Do)	展開状況	取組結果(Check)		傾向
				指標(単位)	データ	
15-2-1 本来、市として果 たすべき仕事や 役割を検証し、公 共サービスの再 構築に取り組み ます。	①市の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組みます。	①事務事業評価において、妥当性、有効性、効率性の評価を実施し、市が行うべき事業なのかどうか、費用対効果はどうかなどを検証し、実施計画策定の参考としている。 ①行政改革の取組の中で、指定管理対象施設の拡大など、新たな民間活力の導入について検討、実施した。	○ (全て実施)	①事務事業評価で改善の余地があると考えられた事業数(事業)	H22 27 H25 14	○ (向上)
15-2-2 財政健全化のため の取組を進め ます。	①公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実に進めます。 ②簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。 ③市債残高を計画的に減少させることと財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。	①②③企業会計導入を検討(下水道事業) ①阪神水道受水費軽減のための協議 ①料金体系のあり方の検討 ①債権管理条例の制定(H23) ①②強制徴収公債権を債権管理課へ移管し、市税の徴収ノウハウを他の債権の徴収にも活かすよう取組んだ(H23～) ②行政改革実施計画の進行管理 ②マルチペイメント、コンビ二収納をH26年4月より実施 ③市債の借入及び借換の抑制、繰上償還の実施	○ (全て実施)	①現年度分市税徴収率(%) ①水道料金徴収率(%) ③一般会計の市債残高(億円)	98.22 98.19 679 99.13 98.6 542	○ (向上) ○ (向上) ○ (向上)
	まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価		○ (全て良好)

A-⑤施策目標の総括

総括結果	総括コメント	総括結果の意味	展開状況	結果
☆☆☆	<p>【展開状況】全て実施(○)／結果[全て良好(○)]                      公共サービスの再構築では、行政改革の取組のほか、事務事業評価において妥当性、有効性、効率性を評価することにより事業の手法や効果を検証し、歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、経営資源の最適配分に努めてきました。                      財政健全化の取組では、「芦屋市行政改革実施計画」に基づき様々な課題に取り組み、市債残高を早期に減少させるため、借入の抑制や繰上償還などに取り組み、平成26年度末には「芦屋市行政改革実施計画」の目標である500億円を切ることができました。                      一方、少子高齢化の進行に伴って増加する社会保障費や公共施設の老朽化等への対応を迫られています。                      今後、さらに効率的な行政運営を行うため、事業評価の仕組みを改善し、サービス向上に生かすことが必要です。また、引き続き市債残高の抑制に努める等、さらなる行政改革の推進により早期に財政の健全化を図る必要があります。</p>	総括結果の☆の数 ☆☆☆ 全ての小項目を実施しており、結果も良好である ☆☆☆ 実施していない項目があるが、結果は良好である ☆☆☆ 小項目を全て実施しているが、悪化傾向の懸念がみられる ☆ 実施していない項目があり、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○) 一部実施(△) 全て実施(○) 一部実施(△)	全て良好(○) 全て良好(○) 悪化あり(△) 悪化あり(△)
☆☆☆				
☆☆☆				
☆☆☆				
☆				







発行 芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL(0797)38-2127

FAX(0797)31-4841